

委託団体との受託協定

目次

1	標準協定文に関する達 建設基本協定.....	43
1-2	委託協定補足説明事項書 建設基本協定用	50
2	標準協定文に関する達 建設実施協定.....	56
2-2	委託協定補足説明事項書 建設実施協定用	59
3	標準協定文に関する達 建設協定	64
3-2	委託協定補足説明事項書 建設協定用.....	72
4	標準協定文に関する達 実施設計協定.....	79
4-2	委託協定補足説明事項書 実施設計協定用	86
5	標準協定文に関する達 計画設計協定.....	90
5-2	委託協定補足説明事項書 計画設計協定用	97
6	標準協定文に関する達 技術的援助協定.....	101
6-2	委託協定補足説明事項書 業務委託を伴う技術的援助協定用	108
7	標準協定文に関する達 技術的援助協定（AMD Bの利用）	112
7-2	委託協定補足説明事項書 AMD B利用技術的援助協定用	114

標準協定一覧

区分	適用範囲
標準協定 1 建設基本協定	複数の建設工事を複数年にわたって受託し、当初に共通の事項の取り決めを行う場合にかかるもの
標準協定 1-2 DB方式建設基本協定 (記載省略)	設計・施工一括発注方式(デザイン・ビルド方式)を含む複数の建設工事を複数年にわたって受託し、当初に共通の事項の取り決めを行う場合にかかるもの
標準協定 2 建設実施協定	標準協定 1により建設基本協定を締結した場合における、当初の予算年度ごとの個別の事項の取り決めにかかるもの
標準協定 2-2 DB方式建設実施協定 (記載省略)	標準協定 1-2により建設基本協定を締結した場合における、当初の予算年度ごとの個別の事項の取り決めにかかるもの
標準協定 3 建設基本協定 (記載省略)	複数の建設工事を複数年にわたって受託し、当初に共通の事項(着手予定及び完成予定並びに予定概算金額を除く。)の取り決めを行う場合にかかるもの
標準協定 4 建設実施協定 (記載省略)	標準協定 3により建設基本協定を締結した場合における、当初の予算年度ごとの個別の事項の取り決めにかかるもの
標準協定 5 建設協定	建設工事を受託する場合にかかるもの。但し、標準協定 1又は3により建設基本協定を締結する場合を除く
標準協定 5-2 DB方式建設協定 (記載省略)	設計・施工一括発注方式(デザイン・ビルド方式)の建設工事を受託する場合にかかるもの。但し、標準協定 1-2によりDB方式建設基本協定を締結する場合を除く
標準協定 6 実施設計協定	実施設計の作成を受託する場合にかかるもの
標準協定 7 計画設計協定	基本構想、事業計画、浸水対策計画及びその他の各種下水道計画の作成を受託する場合にかかるもの
標準協定 8 (記載省略)	工事の監督管理を受託する場合にかかるもの
標準協定 9 業務委託を伴う 技術的援助協定	下水道施設の再構築、耐震診断、下水道経営支援、その他技術的援助に関する業務を受託する場合において業務委託を伴うもの
標準協定 9-2 業務委託を伴わない 技術的援助協定 (記載省略)	下水道施設の再構築、耐震診断、下水道経営支援、その他技術的援助に関する業務を受託する場合において業務委託を伴わないもの
標準協定 9-3 AMDB利用協定	AMDB(アセットマネジメントデータベース)利用にかかるもの

※AMDB 利用規約については、JS-HP にて内容をご確認ください。

<https://www.jswa.go.jp/>

1 標準協定文に関する達 建設基本協定

標 準 協 定 1

【施設の名称】の建設工事委託に関する基本協定

【地方公共団体の名称】（以下「委託者」という。）と日本下水道事業団（以下「受託者」という。）とは、【施設の名称】の建設工事（以下「本建設工事」という。）の委託に関する基本的事項について、以下のとおりこの協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、委託者が、【地方公共団体の名称】公共下水道の整備に関し、事業の一部の施行を受託者に委託することによりその促進を図り、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（適用）

第2条 本協定に定める事項は、本協定の有効期間中、本実施協定（次条に定義する。）に共通に適用する。但し、本実施協定において本協定と異なる事項を定めたときは、本実施協定の定めが優先して適用される。

（建設実施協定）

第3条 委託者と受託者とは、本協定を履行するため、本工事請負契約（第11条第1項に定義する。以下同じ。）の締結に際し計上する当初の予算年度ごとに、本建設工事の内容及び範囲、完成期限、費用、目的物の引渡しその他の必要な事項について定める建設実施協定（以下「本実施協定」という。）を締結するものとする

（建設工事の委託）

第4条 委託者は、受託者に対し、各年度の予算に計上する範囲内において本建設工事を委託し、受託者は、本実施協定、委託者が指示する設計図書（図面及び特記仕様書をいう。以下同じ。）及び受託者が定める日本下水道事業団会計規程その他の内部規則に従い、本建設工事を施行するものとする。

2 受託者が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。

- 一 本建設工事の発注
- 二 本建設工事の施工管理
- 三 本建設工事の検査

3 本建設工事の目的物（以下「工事目的物」という。）及び内容は、別記のとおりとする。

4 設計図書を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して対応を決定するものとする。

（着手予定及び完成予定）

第5条 本建設工事の着手予定は●年度とし、完成予定は●年度とする。

2 委託者は、前項の着手予定年度に本建設工事に着手し、同項の完成予定年度までに完成させるため、各年度において必要な予算の計上（本建設工事に係る補助金若しくは交付金（以下総称して「補助金等」という。）の獲得又は自己財源の確保を含むが、これらに限られない。）に努めるものとする。また、委託者は、本建設工事の内容及び本工事請負契約に定める工期により、本実施協定に定める完成期限前に工事目的物の全部又は一部の引渡しが行われることがあることを予め承諾する。

3 第1項の着手予定年度及び完成予定年度は、設計図書の変更、入札の不調又は不落、本工事請負契約に定める工期の延長等のやむを得ない場合には変更するものとし、かかる場合、委託者と受託者とが協議して変更後の着手予定年度及び完成予定年度を定めるものとする。

（予定概算金額）

第6条 本建設工事に係る費用（以下「本事業費」という。）の予定概算金額は、金***,***,***円（うち取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、本事業費は、本工事請負契約に基づく請負代金（以下「本工事費」という。）、第8条に定める計画の通知、工事の完了の通知及び特定工程に係る工事の終了の通知に係る各手数料並びに受託者が定める受託業務費用負担細則に定める管理諸費（以下「管理諸費」という。）を合計した額とする。

2 設計図書の変更、賃金又は物価の変動、入札の不調又は不落、本工事費の変更等のやむを得ない場合には、委託者と受託者とが協議して、予定概算金額又は第4条第3項に定める工事目的物及び本建設工事の内容を変更するものとする。

（工事用地の確保等）

第7条 委託者は、工事用地その他設計図書において定められた本建設工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受託者が本建設工事の施工上必要とする日までに確保し、また、工事用地等の関係者（地下埋設物、架空線等の所有者又は管理者を含む。）との調整及び損失補償（工事用地等の取得又は利用に係る補償並びに本建設工事の施工に伴って発生する地盤変動補償、水枯渇補償、営業補償及び漁業補償を含むが、これらに限られない。）に係る一切の対応（本建設工事の着手前又は完成後において、受託者の責めに帰することができない損害が発生した場合の調査等を含む。）をその責任において実施しなければならない。

（行政上の手続）

第8条 本建設工事を施行するため必要となる一切の行政上の手続（本建設工事の施行に関する委託者の議会、委員会及び住民等に対する説明、公有財産の処分に係る手続並びに補助金等の交付申請等に係る手続を含むが、これらに限られない。但し、建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第2項の規定に基づく計画の通知、同条第16項の規定に基づく工事の完了の通知及び同条第19項の規定に基づく特定工程に係る工事の終了の通知を除く。）は、別途委託者と受託者とが協議して定めるものを除き、委託者がその責任において行うものとする。

（事業費の支払）

第9条 委託者は、本事業費の全額を負担するものとし、本実施協定に定めるところに従い、受託者による請求の都度、本事業費のうち請求された金額を、前金払の方法により、受託者に支払うものとする。

（報告）

第10条 委託者は、本建設工事の施行に関し必要があると認めるときは、受託者に対し、客観的に合理的と認められる範囲かつ方法により、報告を求めることができる。

（建設業者との工事請負契約等）

第11条 受託者は、本建設工事に関し、建設業者との間で工事請負契約（以下（二以上の工事請負契約を締結する場合は文脈に応じて個別に又は総称して）「本工事請負契約」という。）を締結し、当該建設業者（以下「本建設業者」という。）に本建設工事を実施させるものとする。受託者は、本工事請負契約を締結したときは、その概要及び本工事費の内訳等を速やかに委託者に通知するものとする。

2 受託者は、本工事請負契約（但し、随意契約によるものを除く。以下本項において同じ。）において、次の各号に掲げる内容の条項（以下総称して「違約金条項」という。）を定めなければならない。

一 本建設業者（共同企業体にあつては、その構成員をいう。）が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、本建設業者は、受託者に対し、違約金として、本工事費の●%に相当する額を受託者の指定する期間内に支払うこと。

イ 本工事請負契約に関し、本建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は本建設業者が構成員となっている事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が本建設業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3におい

て準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下同じ。)

ロ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が本建設業者又は本建設業者が構成員となっている事業者団体(以下「本建設業者等」という。)に対して行われたときは、本建設業者等に対する命令で確定したものをいい、本建設業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。以下同じ。)において、本工事請負契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ハ 上記ロに規定する納付命令又は排除措置命令により、本建設業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本工事請負契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が本建設業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

ニ 本工事請負契約に関し、本建設業者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。第5号ロにおいて同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

二 本建設業者が前号の違約金を受託者の指定する期間内に支払わないときは、本建設業者は、当該期間を経過した日から支払を完了する日までの日数に応じ、遅延利息(年●%の割合で計算した額)を受託者に支払わなければならないこと。

三 本建設業者は、本工事請負契約の履行を理由として、第1号に定める違約金の支払を免れることができないこと。

四 受託者は、本建設業者に通知することにより、受託者に本工事請負契約に係る工事目的物の建設等を委託した地方公共団体等に、第1号に定める違約金及び第2号に定める遅延利息の全部又は一部の請求及び受領に係る一切の権利を譲渡することができること。

五 本工事請負契約に関し、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、本建設業者は、受託者の請求に基づき、第1号に規定する違約金のほか、本工事費の●%に相当する額を違約金として受託者の指定する期間内に支払わなければならないこと。

イ 第1号イに規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

ロ 第1号ロに規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同号ニに規定する刑に係る確定判決において、本建設業者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

六 第1号及び前号の規定は、受託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、受託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げるものではないこと。

[注1] 委託団体との協議により第1号及び第5号の違約金の率を予め定めない場合は、第1号中「として、本工事費の●%に相当する額」を削り、第1号二中「第5号ロにおいて同じ。」を削り、第5号及び第6号を削る。

[注2] 委託団体との協議により第1号の違約金の率は予め定めるが、第5号の違約金の率を定めない場合は、第1号二中「第5号ロにおいて同じ。」を削り、第5号を削り、第6号中「前号」を削り、同号を第5号とする。

3 受託者は、違約金条項に基づき本建設業者に対して違約金の請求を行うことができる事実があることを知ったときは、直ちにその旨を委託者に通知し、委託者と協議して違約金請求権を行使しなければならない。但し、受託者が委託者に対し違約金条項に基づく受託者の権利を譲渡した後は、この限りではない。

4 受託者は、本建設業者から違約金条項に基づき違約金(第2項第2号に規定する遅延利息を含む)。

以下同じ。)の支払を受けたときは、直ちに当該違約金を委託者に引き渡さなければならない。

5 受託者は、委託者から請求があった場合には、違約金条項に基づく受託者の権利を委託者に譲渡しなければならない。

(一般的損害)

第12条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本建設工事の施行に関して生じた損害(次条又は第14条第1項に規定する損害及び入札の不調又は不落により生じた損害を除く。)については、受託者がその費用を負担する。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第13条 本建設工事の施行について第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が賠償する。

2 前項の規定にかかわらず、本建設工事の施行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち本建設工事の施行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が賠償する。

(不可抗力による損害)

第14条 工事目的物の引渡し前に、天災等(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象をいい、設計図書又は一般仕様書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で委託者と受託者のいずれの責めにも帰することができないものにより、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受託者は、直ちに調査を行い、当該損害の状況を確認し、その結果を委託者に通知しなければならない。

2 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、当該損害による費用の負担を委託者に請求することができる。

(委託者の催告による解除権)

第15条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本協定を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定、本実施協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 正当な理由なく、完成期限内に本建設工事を完成しないとき又は完成期限経過後相当の期間内に本建設工事を完成する見込みがないと認められるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、本協定又は本実施協定に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解除することができる。

一 工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

二 受託者が工事目的物の完成に係る債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本協定を締結した目的を達することができないとき。

四 工事目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本協定を締結した目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても本協定を締結した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

六 第 18 条の規定によらないで本協定の解除を申し出たとき。

七 本工事請負契約の締結に当たり、本建設業者（共同企業体にあつては、その構成員をいう。）がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

イ 役員等（本建設業者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、本建設業者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

八 受託者が、前号イからホまでのいずれかに該当する者を本工事請負契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 17 条 第 15 条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前 2 条の規定による本協定の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第 18 条 受託者は、委託者が本協定又は本実施協定に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本協定を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定、本実施協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 19 条 前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前条の規定による本協定の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第 20 条 委託者は、本協定が本建設工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を完成認定の上、当該完成認定に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する本事業費を受託者に支払わなければならない。この場合における引渡しの手続については、工事目的物の引渡しに関する本実施協定の規定を準用する。

2 前項の場合において、本実施協定の規定による前金払があったときは、当該前金払の金額を同項前段の出来形部分に相応する本事業費から控除する。この場合において、受領済みの前金払の金額になお余剰があるときは、受託者は、その余剰額を委託者に返還しなければならない。

（委託者の損害賠償請求等）

第 21 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 正当な理由なく、完成期限内に本建設工事を完成することができないとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項各号に定める場合が本協定、本実施協定及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。

3 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、本事業費から一部引渡しを受けた部分に相応する本事業費を控除した額につき、遅延日数に応じ、年●%の割合で計算した額とする。

(受託者の損害賠償請求等)

第22条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。但し、当該各号に定める場合が本協定、本実施協定及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第18条の規定により本協定が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 本実施協定に基づく本事業費の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年●%の割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(秘密保持)

第23条 委託者及び受託者は、本協定及び本実施協定の履行に関して知り得た情報（但し、開示を受けた時点で既に秘密保持義務を負うことなく保有していた情報、開示を受けた時点で既に公知となっていた情報、開示を受けた後に自己の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報及び相手方から開示された情報によることなく独自に開発した情報を除く。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示してはならず、また、本協定及び本実施協定の目的以外のために使用しないものとする。但し、自己の役職員、弁護士、会計士、税理士等の専門家又は本協定及び本実施協定の履行に際して開示が合理的に必要とされる者に対し、合理的に必要な範囲で開示する場合及び法令又は行政官庁若しくは裁判所の命令に基づき、合理的に必要な範囲で開示する場合を除く。

2 委託者及び受託者は、本建設工事に関して受託者が委託者に対して提供する情報のうち、受託者が貸与情報として指定するものが、受託者が委託者に対し貸与するものであることを確認する。委託者は、受託者が定める貸与期間終了後速やかに、受託者に当該貸与情報を返還するものとする。

(端数計算)

第24条 金銭の計算において、1円未満の端数があるときは、その端数については、切り捨てるものとする。

(協定の変更)

第25条 本協定又は本実施協定に規定する事項を変更する場合には、委託者と受託者との間で変更協定を締結するものとする。

(有効期間)

第26条 本協定は、本実施協定に基づく本事業費の精算の全てが完了する日（但し、本協定が解除された場合には、当該解除の日）まで効力を有する。

2 前項の規定にかかわらず、第11条第3項及び第4項、第21条から第23条まで並びに本条及び次条の規定は、引き続き効力を有する。

(協議事項)

第27条 本協定に定めのない事項については、法令及び本協定の趣旨に従い、委託者と受託者とが誠実に協議して定める。本協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、それぞれ1通を

保有する。

____年____月____日

委託者 【住所】
【地方公共団体の名称】
【役職】 【氏名】(印)

受託者 【住所】
日本下水道事業団
理事長 【氏名】(印)

(別記)

建設工事の目的物及び内容

1 建設工事の目的物

(1) 終末処理場

名 称 【地方公共団体の名称】 公共下水道_____ 終末処理場
位 置 【所在地】
排除方式 _____流式 (一部____流式)
処理方式 _____法
処理能力 全体 _____m³/日
今回 _____m³/日

(2) ポンプ場

名 称 【地方公共団体の名称】 公共下水道_____ ポンプ場
位 置 【所在地】
排除方式 _____流式 (一部____流式)
処理能力 全体 _____m³/分又は秒
今回 _____m³/分又は秒

(3) 管渠

名 称 【地方公共団体の名称】 公共下水道_____ 管渠
位 置 起点【所在地】 終点【所在地】
延 長 _____m

2 建設工事の内容

	施設	工事内容	施設能力	数量	備考
終末処理場					
ポンプ場					
管渠					

※ 総合試運転を行う場合は、各施設の備考欄に「総合試運転実施」と記載すること。

1-2 委託協定補足説明事項書 建設基本協定用

標準協定1（建設基本協定用） 建設工事委託協定前補足説明事項書

この「建設工事委託協定前補足説明事項書（建設基本協定用）」には、協定締結に際して特にご確認いただきたい事項を記載しております。「標準協定1」とあわせて内容をご確認ください。

なお、本事項書に定めるもので日本下水道事業団法に基づいて行う行為については、日本下水道事業団（以下「J S」という。）が責任をもって対応しますが、他法令に基づいて行う行為については、委託団体において関係法令（補助金適正化法等）等に則り適切に対応願います。

1. 委託協定の基本的な考え方

(1) 委託協定に関する主な性格

J Sと地方公共団体の間で締結する委託協定は、委任契約に該当するものと考えます。

委任契約とは「事務の処理を委託する契約」であると解されており（コンメンタール民法）、建設工事の施行等は「事務の処理」に当たり、委託団体からJ Sに委託された工事等について善良なる管理者の注意（善管注意義務）をもって、誠実に履行する義務を負うものと解しています。

ただ下水道施設（目的物等）を完成させ引渡すことではなく、誠実に事務を処理することそのものに義務を負うものであることに留意してください。

また委託協定は、J Sの業務が下水道管理者としての地方公共団体の業務の代行・支援であることから、強い信頼関係を前提とした委任契約の性格・内容を基本とし公的団体の間での基本的事項を取り決めており、委託団体とJ Sは対等な立場で締結することとしています。

(2) 建設基本協定の協定締結方法

建設基本協定は、2年度以上にわたる建設工事を受託する場合、その工事全体についての事業費総額及び完成予定年度をあらかじめ取り決めるための協定です。そのため建設基本協定だけではJ Sは建設工事を発注することはできませんので、建設基本協定とは別に年度ごとの事業費等についての細目を取り決めた建設実施協定を締結する必要があります。

なお、建設実施協定の協定締結等に伴い、建設基本協定で定めた事業費総額が超過する場合及び完成予定年度が延伸する場合は、建設基本協定の変更が必要となります。このため建設基本協定について議会の議決を得ている場合は、議会の変更議決を得なくてはならないこととなりますので、留意願います。

2. 建設実施協定（標準協定3条関係）

(1) 建設実施協定（複数工事、債務負担行為がある場合も含む）の協定締結方法

建設実施協定は、原則として工事を発注する年度毎に締結することとしており、当該年度限りの発注であれば、建設実施協定を1回締結すれば足りるものです。なお、債務負担行為がある場合、完成は翌年度以降となり、支払いが2か年以上にわたることになります。また、発注工事単位で締結するのではなく、同一年度に複数の建設工事を発注する場合でも、1回の協定締結となります。

3. 建設工事の委託（標準協定4条関係）

(1) 委託者が指示する設計図書の位置づけ

建設工事については、J Sが独自に施行するものではなく、必ず委託団体からの委託に基づいて、その委託の範囲内においてのみ施行するという意味で、委託者が指示する設計図書（図面及び特記仕様書。）に従い建設工事を実施することとしています。

(2) 地域特性等を考慮した入札・契約手続きの実施

J Sが建設工事を実施するための発注業務等に関する全ての事務は、委託団体とは独立してJ Sの会計規程等に基づき行われます。なお、発注等に際し委託団体からの要望等がある場合は、協議することとしています。

(3) 発注見通し及び工事公告情報の掲載

不調・不落対策として、J Sが発注する工事の発注見通しや公告情報を委託団体の庁舎内やホー

ホームページ上に掲載する等についてご協力をお願いします。

なお、発注見通しの公表については、可能な限り早期に公表することが効果的なことから、J S のホームページ上で掲載する発注見通しについては、本協定に先立ち公表します。

4. 着手予定及び完成予定（標準協定5条関係）

(1) 適切な工期設定

建設業就業者の年間の実労働時間は、全産業の平均と比べて相当程度長い状況となっており、建設業就業者の長時間労働の是正が急務となっています。また、長時間労働を前提とした短い工期での工事は、事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれがあるため、建設工事の請負契約に際して、適正な工期設定を行う必要があります。工事内容に関係なく、協定における完成期限（以下、「協定期限」という。）内とするために設定した著しく短い工期設定や一律年度末に設定した長すぎる工期は、入札不調にも繋がります。また、著しく短い工期で発注した場合、建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する行為として国土交通大臣から発注者が是正勧告を受けることがあります。

以上のことから、実際に要する工期が協定期限を越えることが明らかである場合は、繰越（J S 翌債含む）措置及び協定期限の延長等の必要があります。

○建設業法（昭和24年法律第100号）（抄）

（著しく短い工期の禁止）

第19条の5 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

（発注者に対する勧告等）

第19条の6 略

2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 略

(2) 未完成の場合の措置

建設工事が完成期限内に完成しないと認められるに至ったときは、その原因及び対応を速やかに委託団体に説明し、協議を行います。その場合は、(ア)完成期限を変更する協定を締結する、(イ)完成期限内に完成させるため、建設工事の内容及び範囲を変更する協定を締結する等の措置が考えられます。

(3) 完成期限を変更する場合の留意点

完成予定が本協定どおりにいかないことがあります。主な原因としては、設計内容の変更、入札の不調・不落による工事の遅れ、補助金・交付金の配布状況等が考えられます。完成期限内に完成しないと認められるに至ったときは、本協定第5条第3項の規定により、委託団体とJ Sが協議して、この協定を変更することになりますが、その際、完成予定年度についても議会の議決を得ている場合は、議会の変更議決を得なくてはならないこととなりますので、留意願います。

5. 予定概算金額（標準協定6条関係）

(1) 繰越承認額と翌年度予算額を合わせた額で工事発注する場合の留意点

協定締結後、翌年度へ繰越す額（J Sが定める管理諸費を含む。以下「繰越翌債承認額」という。）

と、翌年度予算額を合計した事業費で翌年度に工事発注し、実際の工事が工事発注年度の出来高予定額に達していないことから、繰越翌債承認額を前払金として全額充当することにより、繰越翌債承認額に係る工事の出来高が達成したものと扱って扱う処理は認められていません。

また、繰越翌債承認額と翌年度予算額を合算して工事発注する場合、繰越翌債承認額を工事発注年度の翌年度に繰越す際に委託団体が事故繰越の手続きをせずに明許繰越の手続きを取り、年度経過後も引き続き工事等が施工されていたときは、委託団体は国など（補助主体）から補助金の交付決定の取消及び返還の措置を命ぜられる可能性があります。

J S では、建設工事の進捗を適正に管理報告するため、本協定において、繰越翌債承認額に係る事業分の事業費と、発注年度予算に係る事業分の事業費との区分を明確に行いますので、不測の事態により繰越を行う場合には、委託団体において、繰越翌債承認額に係る事業分は事故繰越、発注年度予算に係る事業分は明許繰越の手続きを行う必要があることに留意してください。

なお、J S では J S 翌債という言葉を使っていますが、委託団体は全て繰越しとすることが一般的であることから、この点も留意してください。

【繰越し、翌債及び J S 翌債】

繰越し＝年度内に支出を完了しなかった経費は不用額として処理するのが原則であるが、原則通りの処理が非効率・不経済な場合、一定の条件のもと、翌年度に繰り越して使用する制度（事故繰越し、明許繰越し、継続費の年割額の通次繰越し等）です。

なお、繰越しを行った場合においても、J S は当該年度に管理諸費の請求については行いません。

翌債＝繰越明許費に係る翌年度に渡る債務の負担制度の略称です。

J S 翌債＝J S と委託団体間との協定締結した事業のうち委託団体においては当該事業費の一部又は全部を翌年度に繰越し、工事の発注等も翌年度に行う場合、J S においては J S 翌債と称して事務処理を行います。そのような場合、協定書の事業費においては「繰越翌債承認額」と記載しております。

なお、このような当該年度の支出が無い場合におきましては、J S は当該年度に管理諸費の請求については行いません。

【記載例】（別記） 2 建設工事の内容

	施設	工事内容	施設能力	数量	備考
終末処理場	沈砂池 ポンプ棟	耐震補強工事 機械設備工事 電気設備工事	15,000m ³ / 日	一式 一式 一式	耐震補強工事の一部は令和7年度事業費繰越翌債承認額で実施する

(2) 予定概算金額を変更する場合の留意点

毎年度具体的に工事を執行する額は、本協定に基づいて別に毎年度締結する建設実施協定によって定まります。毎年度の実施額の累計額がこの協定で定める予定概算金額を超えることとなるときは、本協定第2条の規定により、建設実施協定で定める事業費が優先して適用されることとなりますが、委託団体において本協定第6条第2項の規定に基づいて予定概算金額の変更を行う必要があります。実際の予定概算金額とずれが生じる主な原因としては、設計内容の変更、賃金又は物価の変動、入札の不調・不落、工事費の変更等が考えられます。なお、予定概算金額が議会の議決を要する額を下回ることとなるときは、議会の議決を得る必要はないものと考えますが、委託団体の意向に応じ対応します。

(3) 予定概算金額の算定及び変更

入札の不調・不落到に伴う見積活用方式の採用や施工中に予期せぬ事象が発生し、工期の延長や現場の設計内容の変更等により工事費が増加することがしばしば起こることから、当初協定にそれらのリスクを加味した事業費及び工期を設定することや、実施途中での協定変更への協議を行うことがあります。事象発生の際には速やかに説明を行うこととしています。なお、建設工事の実施中に現場の施工条件の相違が生じた場合等において、J S の請負契約で採用する「公共工事標準請負契約約款」第18条、第19条等に起因する設計図書の変更が行われ、建設工事の施行に要する事業費が変わった場合、実施途中での建設実施協定金額の変更が生じることがあります。

○公共工事標準請負契約約款（昭和25年中央建設業審議会決定）（抄）
（条件変更等）

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている）

場合を除く。)

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2～3 略

4 前項の調査の結果において第一項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。

二 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で 工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。

三 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で 工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(4) 工期延長に伴う費用負担

関連他工事の入札の不調・不落により工事が遅れ、受注者の責に依らず各種リース料や機器の保管費等が増加することがあります。このような場合の費用負担や繰越措置等について、事業費の増額や協定期限の延長の協議を求める場合があります。事象発生の際には速やかに説明を行うこととしています。

(5) 繰越措置の実施

止むを得ず当該年度の出来高予定額を達成できず所定の事業費を執行できない場合、繰越等の適切な措置を執らないと補助金の交付決定取消処分を受けることがあるため、委託団体は、法令に則った適切な措置が必要です。その際は、事前に繰越額に関する説明を行うこととしています。

6. 工事用地の確保等（標準協定7条関係）

(1) 委託団体の実施事項

J Sが行うのは、建設工事の施行そのものです。工事用地等の関係者との調整及び損失補償に係る一切の対応は委託団体で実施願います。J Sはこれらの問題について必要に応じて技術的な協力が可能な場合もあります。

なお、調査の結果に伴う損害補償に関しては、本協定第12条(一般的損害)、第13条(第三者に及ぼした損害)及び第14条(不可抗力による損害)において定めています。もちろんJSは損害が発生した場合に委託団体が行う調査に協力することになります。

(2) 追加調査を行った場合の負担

工事施工中に地盤の変動等による追加の調査を必要とした場合等については、委託団体の負担を求める場合があります。

7. 行政上の手続（標準協定8条関係）

(1) 委託団体による手続

建設工事を進めていくためには、いろいろな行政庁への手続が必要です。手続は次のようなものが考えられ、原則として、これらの関係機関協議や申請手続は委託団体において委託団体名で実施することとなりますが、J Sは必要に応じて協議資料や申請資料の作成等の補助を行います。

- ・河川法施行規則第15条に基づく工作物の新築等の許可申請
- ・水質汚濁防止法第5条に基づく特定施設の設置の届出
- ・消防法第17条の3の2に基づく消防用設備等の届出
- ・高圧ガス保安法第5条第2項に基づく高圧ガスの製造等の届出
- ・電気事業法第42条に基づく事業用電気工作物の設置の届出

- ・毒物及び劇物取締法第 22 条に基づく毒物又は劇物の取扱の届出
- ・道路法第 32 条に基づく道路の占用許可申請
- ・土壌汚染対策法第 4 条に基づく土地の形質の変更が行われる場合等の届出
- ・その他の諸法令に基づく届出、申請

(2) 発生物件の取り扱い

改築更新工事等で発生する有価物は委託団体に引渡すこととしております。

改築更新工事等で発生する撤去した機械設備等の有価物の売却処分については、委託団体において、地方自治法及び補助金適正化法等に基づき適切な手続きを行う必要があります。発生物件に関しては、地方自治法上の「公有財産」のうち「行政財産」に該当するため、売買等を行なうためには「普通財産」や「物品」に移管する必要があります。また、下水道施設の建設には補助金が入るため、その廃止・用途変更にも補助金適正化法上の手続きが必要となるものです

ただし、アスベストを含有するなどの理由から有価物とならないものは産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）と判断し廃棄処分をすることがあります。その際は、建設廃棄物として工事の中で処分可能です。

(3) 住民等に対する説明

委託団体が主催する説明会へ J S が参加し、工事の施工等の説明を行う必要がある場合は、相談してください。

8. 建設業者との工事請負契約等（標準協定 11 条関係）

(1) 請負契約に関する工事契約概要通知

建設業者との間で工事請負契約を締結したときは、請負契約に関する概要として工事契約概要書（工事名、契約年月日、工期、受注者名、契約金額等を記載）を理事長名の文書（公印省略）によりメール等で通知します。

(2) 本工事費の内訳等

建設業者との間で工事請負契約を締結したときは、本工事費の内訳等として工事設計書（様式—1）、本工事内訳書（総括）（様式—2）〈土木、機械及び電気〉、本工事費内訳書（様式—3）〈建築〉及び図面等を支社長名の文書（公印省略）で、工事請負契約後にお渡しします。

(3) 違約金の率

本協定第 11 条第 2 項第 1 号の入札談合があったときの違約金の率については、委託団体の意向を確認して定めます。なお、委託団体との協議で違約金の率を定めない場合は、同号を削除します。

(4) 遅延利息の率

本協定第 11 条第 2 項第 2 号の契約建設業者が違約金を J S が指定する期間内に支払わない場合の遅延利息の率については、委託団体の意向を確認して定めます。これを受けて J S が契約建設業者と締結する工事請負契約書には、当該工事に係る協定で定めた遅延利息率を記載することとしています。

委託団体の要望により、具体的な遅延利息率を定めず「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた遅延利息の率」を定める場合、これを受けた工事請負契約書においては、同法令で定める遅延利息の具体的な率を記載することとしています。

○政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）（抄）

（支払遅延に対する遅延利息の額）

第 8 条 国が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を下るものであつてはならない。但し、その約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(5) 上乗せの違約金の率

本協定第 11 条第 2 項第 5 号の上乗せの違約金の率については、委託団体の意向を確認して定めま

す。なお、委託団体との協議で上乗せの違約金の率を定めない場合は、同号を削除します。

9. 秘密保持（標準協定 23 条関係）

(1) 貸与情報の貸与

工事設計書の様式—3〈機械及び電気〉及び様式—5〈土木、建築、機械及び電気〉については、貸与情報に該当するため、委託団体からの貸与依頼に基づき貸与期間を定め第三者への非開示を条件に支社長名の文書（公印省略）を付して貸与します。

【仮協定を締結する場合】

10. この協定の成立について

(1) 仮協定の締結方法

この協定の締結は、議会の議決を得た後に行いますが、協定の効力発生は議決後としても、委託団体の事情によりその内容を議決前に特定しておきたいときは、仮協定を締結することも可能です。その方法としては、地方公共団体の財務規則で仮契約の締結の定めがある場合、この協定を仮協定として締結しておき、議会の議決があると、このままこの協定が自動的に本協定になるという措置をしておく方法によります。

2 標準協定文に関する達 建設実施協定

標 準 協 定 2

【施設の名称】の建設工事委託に関する実施協定（その●）

【地方公共団体の名称】（以下「委託者」という。）と日本下水道事業団（以下「受託者」という。）とは、委託者と受託者との間で●年●月●日付で締結した【施設の名称】の建設工事委託に関する基本協定（以下「本基本協定」という。）第3条の規定に基づき、【施設の名称】の建設について、以下のとおりこの協定（以下「本協定」という。）を締結する。なお、本基本協定において定義された語は、別段の定めがある場合を除き、本協定においても同様の意味を有するものとする。

（建設工事の内容及び範囲）

第1条 本基本協定第4条第1項の規定に基づき、●年度から受託者が施行する本建設工事の内容及び範囲は、別記のとおりとする。

（完成期限）

第2条 本建設工事の完成期限は、●年●月●日とする。但し、●年度事業費に係るものについては、●年●月●日とする。

2 前項の完成期限は、設計図書の変更、入札の不調又は不落、本工事請負契約に定める工期の延長等のやむを得ない場合には変更するものとし、かかる場合、委託者と受託者とが協議して変更後の完成期限を定めるものとする。

（事業費）

第3条 本事業費は、金***,***,***円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額**,***,***円）とし、その内訳は以下のとおりとする。なお、本事業費は、本工事費、本基本協定第8条に定める計画の通知、工事の完了の通知及び特定工程に係る工事の終了の通知に係る各手数料（以下「計画通知手数料等」という。）並びに管理諸費を合計した額とする。

区分	金額
●年度事業費	***,***,***円
債務負担行為額（●年度）	***,***,***円

2 設計図書の変更、賃金又は物価の変動、入札の不調又は不落、本工事費の変更等のやむを得ない場合には、委託者と受託者とが協議して、本事業費又は第1条に定める本建設工事の内容及び範囲を変更するものとする。

（事業費の支払）

第4条 委託者は、本基本協定第9条の規定に基づき、次の各号に定めるところに従い、受託者による請求の都度、本事業費のうち請求された金額を、前金払の方法により、受託者に支払うものとする。

一 受託者は、本工事費の支払の原因となる事実（①本工事請負契約の締結、②本工事請負契約に基づく本建設業者からの前金払及び中間前金払の請求、③既済部分検査並びに④完成検査等という。）が発生した場合又は発生する見込みが明らかになった場合には、その都度、本工事費に係る資金計画を作成し、委託者と協議してこれを定めるものとする。なお、本工事請負契約に基づく前金払の金額は、当該工事請負契約に定める本工事費（2事業年度以上にわたる工事については、各事業年度の出来高予定額）の●%以内に相当する額及び管理諸費を合算した額とする。

[注] 委託団体との協議により中間前金払する場合には、第1号中「(2事業年度以上にわたる工事については、各事業年度の出来高予定額)の●%以内に相当する額及び管理諸費を合算した額と

する。」を「(2事業年度以上にわたる工事については、各事業年度の出来高予定額。以下本号において同じ。)の●%以内に相当する額及び管理諸費を合算した額とするとし、中間前金払の金額は、当該工事請負契約に定める本工事費の●%以内に相当する額とする。」とする。

二 受託者は、計画通知手数料等及び毎年度の管理諸費に係る資金計画を作成し、委託者と協議してこれを定めるものとする。

三 委託者は、前2号の資金計画に基づく受託者の請求により、当該請求の日から30日後の日までに所要金額を受託者に支払うものとする。なお、当該年度の管理諸費に係る本工事費が翌年度以降に繰越しとなった場合においても、委託者は、当該管理諸費を当該年度内に受託者に支払うものとする。

(工事目的物の引渡し等)

第5条 受託者は、本建設工事の全部又は一部(本建設工事に関し二以上の本工事請負契約を締結する場合においては、一部の本工事請負契約の対象となる工事の全部又は一部をいう。)が完成したときは、速やかに完成調書を委託者に提出し、委託者は、受託者が本工事請負契約に基づき実施する完成検査に立ち会う方法により、同日付で完成認定を行うものとする。但し、委託者が当該完成検査に立ち会うことが困難な場合には、受託者が委託者の事務所において説明を行う方法等に替えることができるものとする。

2 受託者は、前項の完成認定を受けたときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務引渡要領に従い、引継書を委託者に提出するとともに、当該完成認定を受けた工事目的物を委託者に引き渡すものとする。

3 委託者は、第1項の完成認定を行った後、受託者が当該完成認定を受けた工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

4 受託者は、委託者に引き渡した工事目的物を本建設工事の一部のため使用する必要があるときは、当該工事目的物の名称及び使用する期間を委託者に通知した上でこれを使用することができるものとする。

(事業費の精算)

第6条 受託者は、本建設工事が完成したときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務精算事務処理要領に従い、本事業費に係る精算を行うものとする。委託者から受託者に対する納入済額が本事業費を上回る場合には、受託者は無利息でその差額を委託者に返還するものとする。

2 本建設工事の工期が2事業年度以上にわたる場合は、受託者は、中間年度において本事業費に係る年度終了報告を行うものとする。

3 委託者は、第1項に基づく受託者からの精算報告の結果を確認するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定は、前条の精算が完了する日(但し、本基本協定が解除された場合には、当該解除の日)まで効力を有する。

2 前項の規定にかかわらず、本条及び次条の規定は、引き続き効力を有する。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項については、法令、本基本協定及び本協定の趣旨に従い、委託者と受託者とが誠実に協議して定める。本協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

____年____月____日

委託者 【住所】

【地方公共団体の名称】
【役職】 【氏名】(印)

受託者 【住所】
日本下水道事業団
理事長 【氏名】(印)

(別記)

建設工事の内容及び範囲

1 終末処理場

施設	工事内容	施設能力	数量	備考

2 ポンプ場

施設	工事内容	施設能力	数量	備考

3 管渠

施設	工事内容	施設能力	数量	備考

※ 総合試運転を行う場合は、各施設の備考欄に「総合試運転実施」と記載すること。

2-2 委託協定補足説明事項書 建設実施協定用

標準協定2（建設実施協定用） 建設工事委託協定前補足説明事項書

この「建設工事委託協定前補足説明事項書（建設実施協定用）」には、協定締結に際して特にご確認いただきたい事項を記載しております。「標準協定2」とあわせて内容をご確認ください。

なお、本事項書に定めるもので日本下水道事業団法に基づいて行う行為については、日本下水道事業団（以下「J S」という。）が責任をもって対応しますが、他法令に基づいて行う行為については、委託団体において関係法令（補助金適正化法等）等に則り適切に対応願います。

1. 委託協定の基本的な考え方

(1) 建設実施協定の趣旨

建設実施協定は、委託された施設のうち、どの部分をいつまでに完成させるのか、これに要する事業費はいくらになるのか、委託団体が事業費をどのようにしてJ Sに支払うのか、そして完成した工事目的物をどのように引き渡すのか、などについての細目を取り決めるものです。

(2) 建設実施協定（複数工事、債務負担行為がある場合も含む）の協定締結方法

建設実施協定は、原則として工事を発注する年度毎に締結することとしており、当該年度限りの発注であれば、本協定を1回締結すれば足りるものです。なお、債務負担行為がある場合、完成は翌年度以降となり、支払いは2か年以上にわたることになります。また、本協定は発注工事単位で締結するものではなく、同一年度に複数の建設工事を発注する場合でも、1回の協定締結となります。

2. 建設工事の委託（標準協定1条関係）

(1) 委託者が指示する設計図書の位置づけ

建設工事については、J Sが独自に施行するものではなく、必ず委託団体からの委託に基づいて、その委託の範囲内においてのみ施行するという意味で、委託者が指示する設計図書（図面及び特記仕様書。）に従い建設工事を実施することとしています。

(2) 地域特性等を考慮した入札・契約手続きの実施

J Sが建設工事を実施するための発注業務等に関する全ての事務は、委託団体とは独立してJ Sの会計規程等に基づき行われます。なお、発注等に際し委託団体からの要望等がある場合は、協議することとしています。

(3) 発注見通し及び工事公告情報の掲載

不調・不落対策として、J Sが発注する工事の発注見通しや公告情報を委託団体の庁舎内やホームページ上に掲載する等についてご協力をお願いします。

なお、発注見通しの公表については、可能な限り早期に公表することが効果的なことから、J Sのホームページ上で掲載する発注見通しについては、本協定に先立ち公表します。

3. 完成期限（標準協定2条関係）

(1) 適切な工期設定

建設業就業者の年間の実労働時間は、全産業の平均と比べて相当程度長い状況となっており、建設業就業者の長時間労働の是正が急務となっています。また、長時間労働を前提とした短い工期での工事は、事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれがあるため、建設工事の請負契約に際して、適正な工期設定を行う必要があります。工事内容に関係なく、協定における完成期限（以下、「協定期限」という。）内とするために設定した著しく短い工期設定や一律年度末に設定した長すぎる工期は、入札不調にも繋がります。また、著しく短い工期で発注した場合、建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する行為として国土交通大臣から発注者が是正勧告を受けることがあります。

以上のことから、実際に要する工期が協定期限を越えることが明らかである場合は、繰越（J S翌債含む）措置及び協定期限の延長等の対応をする必要があります。

○建設業法（昭和24年法律第100号）（抄）

（著しく短い工期の禁止）

第19条の5 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

（発注者に対する勧告等）

第19条の6 略

2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 略

(2) 未完成の場合の措置

建設工事が完成期限内に完成しないと認められるに至ったときは、その原因及び対応を速やかに委託団体に説明し、協議を行います。その場合は、(ア)完成期限を変更する協定を締結する、(イ)完成期限内に完成させるため、建設工事の内容及び範囲を変更する協定を締結する等の措置が考えられます。

4. 事業費（標準協定3条関係）

(1) 債務負担行為額

「債務負担行為額」には、当該年度に発注するものとして国土交通省の一括設計承認があったもの又は委託団体が議決した債務負担行為のうち、JSに委託する分に係る債務負担行為額が計上されます。

(2) 繰越承認額と翌年度予算額を合わせた額で工事発注する場合の留意点

協定締結後、翌年度へ繰越す額（JSが定める管理諸費を含む。以下「繰越翌債承認額」という。）と、翌年度予算額を合計した事業費（記載例1では、繰越翌債承認額1億円+翌年度予算額3億円＝4億円）で翌年度に工事発注し、実際の工事が工事発注年度の出来高予定額に達していないことから、繰越翌債承認額を前払金として全額充当することにより、繰越翌債承認額に係る工事の出来高が達成したものとして扱う処理は認められていません。

また、繰越翌債承認額と翌年度予算額を合算して工事発注する場合、繰越翌債承認額を工事発注年度の翌年度に繰越す際に委託団体が事故繰越の手続きをせずに明許繰越の手続きを取り、年度経過後も引き続き工事等が施工されていたときは、委託団体は国など（補助主体）から補助金の交付決定の取消及び返還の措置を命ぜられる可能性があります。

JSでは、建設工事の進捗を適正に管理報告するため、本協定において、繰越翌債承認額に係る事業分の事業費と、発注年度予算に係る事業分の事業費との区分を明確に行いますので、不測の事態により繰越を行う場合には、委託団体において、繰越翌債承認額に係る事業分は事故繰越、発注年度予算に係る事業分は明許繰越の手続きを行う必要があることに留意してください。なお、JSではJS翌債という言葉を使っていますが、委託団体は全て繰越しとすることが一般的であることから、この点も留意してください。

【繰越し、翌債及びJS翌債】

繰越し＝年度内に支出を完了しなかった経費は不用額として処理するのが原則であるが、原則通りの処理が非効率・不経済な場合、一定の条件のもと、翌年度に繰り越して使用する制度（事故繰越し、明許繰越し、継続費の年割額の通次繰越し等）です。

なお、繰越しを行った場合においても、JSは当該年度に管理諸費の請求については行いません。

翌債＝繰越明許費に係る翌年度に渡る債務の負担制度の略称です。

JS翌債＝JSと委託団体間との協定締結した事業のうち委託団体においては当該事業費の一部

又は全部を翌年度に繰越し、工事の発注等も翌年度に行う場合、J SにおいてはJ S翌債と称して事務処理を行います。そのような場合、協定書の事業費においては「繰越翌債承認額」と記載しております。

なお、このような当該年度の支出が無い場合におきましては、J Sは当該年度に管理諸費の請求については行いません。

【記載例 1】〈令和 7 年度に協定を締結する場合〉

令和 7 年度事業費全額を繰越翌債承認額とし、8 年度に 8 年度事業費と合計した事業費（4 億円）で工事発注する場合

区分	金額
令和 7 年度事業費 (うち令和 7 年度事業費繰越翌債承認額)	100,000,000 円 (100,000,000 円)
債務負担行為額 (令和 8 年度) ※	300,000,000 円

※令和 8 年度に協定を締結する場合は、「債務負担行為額 (令和 8 年度分)」を「令和 8 年度事業費」とする。

【記載例 2】(別記) 2 建設工事の内容

	施設	工事内容	施設能力	数量	備考
終末処理場	沈砂池 ポンプ棟	耐震補強工事 機械設備工事 電気設備工事	15,000m ³ / 日	一式 一式 一式	耐震補強工事の一部は令和 7 年度事業費繰越翌債承認額で実施する

(3) 事業費の算定及び変更

入札の不調・不落に伴う見積りの提出を求める方式の採用や施工中に予期せぬ事象が発生し、工期の延長や現場の設計内容の変更等により工事費が増加することがしばしば起こることから、当初協定にそれらのリスクを加味した事業費及び工期を設定することや、実施途中での協定変更への協議を行うことがあります。事象発生の際には速やかに説明を行うこととしています。なお、建設工事の実施中に現場の施工条件の相違が生じた場合等において、J S の請負契約で採用する「公共工事標準請負契約約款」第 18 条、第 19 条等に起因する設計図書の変更が行われ、建設工事の施行に要する事業費が変わった場合、実施途中での協定金額の変更が生じることがあります。

○公共工事標準請負契約約款 (昭和 25 年中央建設業審議会決定) (抄)
(条件変更等)

第 18 条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと (これらの優先順位が定められている場合を除く)。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2～3 略

4 前項の調査の結果において第一項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- 二 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で 工事的目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- 三 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事的目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期

若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(4) 工期延長に伴う費用負担

関連他工事の入札の不調・不落により工事が遅れ、受注者の責に依らず各種リース料や機器の保管費等が増加することがあります。このような場合の費用負担や繰越措置等について、事業費の増額や協定期限の延長の協議を求める場合があります。事象発生の際には速やかに説明を行うこととしています。

(5) 繰越措置の実施

止むを得ず当該年度の出来高予定額を達成できず所定の事業費を執行できない場合、繰越等の適切な措置を執らないと補助金の交付決定取消処分を受けることがあるため、委託団体は、法令に則った適切な措置が必要です。その際は、事前に繰越額に関する説明を行うこととしています。

(6) 事業費を変更したときの予算措置

委託協定の変更に伴い事業費の額を増減させる場合には、委託団体において、それに見合う歳出予算の計上その他の予算措置が必要となります。

5. 事業費の支払い（標準協定4条関係）

(1) 事業費の支払方法

事業費の支払いについては、J Sの支払いの原因となる事実が発生した場合、又は発生することが明らかになった場合、費用の請求時期と納期についてその都度、J Sが委託団体に協議した資金計画に基づき、J Sから請求された金額を、前金払の方法により、委託団体がJ Sに支払うものとしています。

① J Sの支払いの原因となる事実

J Sと受注者との(ア)工事請負契約の締結、(イ)工事請負契約に基づく受注者からの前金払及び中間前金払の請求、(ウ)既済部分検査、(エ)一部完成検査並びに(オ)完成検査です。これによりJ Sは受注者に対し、(ア)前払金、(イ)中間前払金、(ウ)部分払金、(エ)一部完成検査、(オ)完成払金を支払う必要が生じます。

②費用の請求時期と納期

J Sの支払の原因となる事実が発生又は発生が明らかになった都度、当該費用に係る資金計画について協議して必要な費用を請求しており、請求日から30日以内に支払をしていただきます。既済部分検査、完成検査時の請求については検査日決定後、債務工事の請求については年度開始後（前年度が繰越となった場合には繰越工事等完了後）、管理諸費の請求については原則として年2回（受注者との契約時期によっては年1回）行います。

③前金払

J Sが委託団体に請求するすべての所要金額は「前金払」となります。これは、J Sから受注者への請負代金の円滑な支払に資するものです。

(2) 請求額の算定方法について

請求額は、J Sが受注者に支払う工事費等の直接費と間接費（＝管理諸費）の合計額となります。直接費は、J Sと受注者との契約内容に基づき必要額を算定します。

また、間接費（＝管理諸費）は、管理諸費年額の1/2（前金払の率が40%の場合は、40%）を最初の直接費の請求時期に請求し、残額については10月中に請求することとしています。ただし、最初の請求が11月以降となる場合には、最初の請求時期に当該年度分全額をまとめて請求することとしています。

この管理諸費については、当該工事が繰越となったとしても、当該事業年度内に支払いいただくことが標準協定第4条第3項に明記しています。

なお、中間前金払の可否や率については、委託団体に確認の上、協定で定めることとしています。

6. 工事目的物の引渡し等（標準協定 5 条関係）

(1) 建設工事の全部又は一部

建設工事の一部とは、本協定に関し J S が 2 以上の工事請負契約を締結する場合には、1 つの工事請負契約の対象となる工事の全部又は一部を指します。例えば土木、機械、電気の工事を含めた協定を締結し受託、そのうち土木の工事目的物が先に完成した場合、土木の工事目的物を先に引渡します。また、土木工事の内、一部(指定部分)が完成した場合、土木工事全体に先立ち一部(指定部分)を引渡します。その際は、事前に説明を行うこととしています。

(2) 完成認定の実施方法

J S が受注者へ発注した際の検査事務は、第 2 条第 2 項第 3 号に基づき、J S が行いますが、原則として委託団体職員が立ち会い「完成認定」も同時に実施する方法で検査を行い、同日付で引渡しますので、J S が検査を行う際には委託団体の職員の派遣をお願いしています。ただし、委託団体が当該完成検査に立ち会うことが困難な場合には、J S が委託団体の事務所において説明を行う方法等に替えることができますので、ご相談ください。

(3) 完成検査日と完成認定日の関係

建設工事が完成し、J S が受注者から工事目的物の引渡しを受けた際には、同日付をもって当該施設を委託団体に引渡しをしています。同一の日の引渡しであっても J S へ引き渡されてから委託団体の完成認定までの間は、施設使用等に伴う J S の責めに帰すべき原因によるもの以外の損害等の発生に係る補修については、本協定第 12 条又は第 14 条の規定に基づき対応することとなります。なお、工事完成から委託団体への引渡しまでは、J S が契約不適合責任請求権を保有することになります。

(4) 契約不適合責任に基づく請求権の行使

委託団体は、J S から引渡しを受けた後は、直接受注者に追完請求等の契約不適合責任に基づく請求権上の権利を行使することとなります。ただし、委託団体では契約不適合の判断が技術的に困難であるなど、委託団体が不具合の修補等を受注者に直接請求することが難しい場合は、J S の県事務所等に必要に応じて相談することも可能です。

(5) 会計検査院の検査

J S に委託した工事における会計検査院の検査については、委託団体が一般的に受検する都道府県単位での受検と異なり、J S が受検することとなっており、委託団体が他の事業で受ける会計検査とは別の機会に行われます（日本下水道事業団法第 47 条）。

○日本下水道事業団法（昭和 47 年法律第 41 号）（抄）

（会計検査院の検査）

第 47 条 会計検査院は、必要があると認めるときは、事業団につき、国の補助金が交付される事業を受託して行う業務に係る会計を検査することができる。

7. 秘密保持（参考 建設基本協定の建設工事委託協定補足説明事項書 参照）

(1) 貸与情報の貸与

工事設計書の様式一 3（機械及び電気）及び様式一 5（土木、建築、機械及び電気）については、貸与情報に該当するため、委託団体からの貸与依頼に基づき貸与期間を定め第三者への非開示を条件に支社長名の文書（公印省略）を付して貸与します。

3 標準協定文に関する達 建設協定

標 準 協 定 5

●年度【施設の名称】の建設工事委託に関する協定

【地方公共団体の名称】（以下「委託者」という。）と日本下水道事業団（以下「受託者」という。）とは、【施設の名称】の建設工事（以下「本建設工事」という。）について、以下のとおりこの協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、委託者が、【地方公共団体の名称】公共下水道の整備に関し、事業の一部の施行を受託者に委託することによりその促進を図り、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（建設工事の委託）

第2条 委託者は、受託者に対し、各年度の予算に計上する範囲内において本建設工事を委託し、受託者は、本協定、委託者が指示する設計図書（図面及び特記仕様書をいう。以下同じ。）及び受託者が定める日本下水道事業団会計規程その他の内部規則に従い、本建設工事を施行するものとする。

2 受託者が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。

- 一 本建設工事の発注
- 二 本建設工事の施工管理
- 三 本建設工事の検査

3 本建設工事の目的物（以下「工事目的物」という。）及び内容は、別記のとおりとする。

4 設計図書を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して対応を決定するものとする。

（完成期限）

第3条 本建設工事の完成期限は、●年●月●日とする。但し、●年度事業費に係るものについては、●年●月●日とする。

2 委託者は、前項の完成期限までに本建設工事を完成させるため、各年度において必要な予算の計上（本建設工事に係る補助金若しくは交付金（以下総称して「補助金等」という。）の獲得又は自己財源の確保を含むが、これらに限られない。）に努めるものとする。

3 第1項の完成期限は、設計図書の変更、入札の不調又は不落、本工事請負契約（第11条第1項に定義する。以下同じ。）に定める工期の延長等のやむを得ない場合には変更するものとし、かかる場合、委託者と受託者とが協議して変更後の完成期限を定めるものとする。

（事業費）

第4条 本建設工事に係る費用（以下「本事業費」という。）は、金***,***,***円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額**,***,***円）とし、その内訳は以下のとおりとする。なお、本事業費は、本工事請負契約に基づく請負代金（以下「本工事費」という。）、第6条に定める計画の通知、工事の完了の通知及び特定工程に係る工事の終了の通知に係る各手数料（以下「計画通知手数料等」という。）並びに受託者が定める受託業務費用負担細則に定める管理諸費（以下「管理諸費」という。）を合計した額とする。

区分	金額
●年度事業費	***,***,***円
債務負担行為額（●年度）	***,***,***円

2 設計図書の変更、賃金又は物価の変動、入札の不調又は不落、本工事費の変更等のやむを得ない場

合には、委託者と受託者とが協議して、本事業費又は第2条第3項に定める工事目的物及び本建設工事の内容を変更するものとする。

(工事用地の確保等)

第5条 委託者は、工事用地その他設計図書において定められた本建設工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受託者が本建設工事の施工上必要とする日までに確保し、また、工事用地等の関係者（地下埋設物、架空線等の所有者又は管理者を含む。）との調整及び損失補償（工事用地等の取得又は利用に係る補償並びに本建設工事の施工に伴って発生する地盤変動補償、水枯渇補償、営業補償及び漁業補償を含むが、これらに限られない。）に係る一切の対応（本建設工事の着手前又は完成後において、受託者の責めに帰することができない損害が発生した場合の調査等を含む。）をその責任において実施しなければならない。

(行政上の手続)

第6条 本建設工事を施行するため必要となる一切の行政上の手続（本建設工事の施行に関する委託者の議会、委員会及び住民等に対する説明、公有財産の処分に係る手続並びに補助金等の交付申請等に係る手続を含むが、これらに限られない。但し、建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第2項の規定に基づく計画の通知、同条第16項の規定に基づく工事の完了の通知及び同条第19項に基づく特定工程に係る工事の終了の通知を除く。）は、別途委託者と受託者とが協議して定めるものを除き、委託者がその責任において行うものとする。

(事業費の支払)

第7条 委託者は、次の各号に定めるところに従い、受託者による請求の都度、本事業費のうち請求された金額を、前金払の方法により、受託者に支払うものとする。

一 受託者は、本工事費の支払の原因となる事実（①本工事請負契約の締結、②本工事請負契約に基づく本建設業者（第11条第1項に定義する。以下同じ。）からの前金払及び中間前金払の請求、③既済部分検査並びに④完成検査等をいう。）が発生した場合又は発生する見込みが明らかになった場合には、その都度、本工事費に係る資金計画を作成し、委託者と協議してこれを定めるものとする。なお、本工事請負契約に基づく前金払の金額は、当該工事請負契約に定める本工事費（2事業年度以上にわたる工事については、各事業年度の出来高予定額）の●%以内に相当する額及び管理諸費を合算した額とする。

[注] 委託団体との協議により中間前金払する場合には、第1号中「（2事業年度以上にわたる工事については、各事業年度の出来高予定額）の●%以内に相当する額及び管理諸費を合算した額とする。」を「（2事業年度以上にわたる工事については、各事業年度の出来高予定額。以下本号において同じ。）の●%以内に相当する額及び管理諸費を合算した額とし、中間前金払の金額は、当該工事請負契約に定める本工事費の●%以内に相当する額とする。」とする。

二 受託者は、計画通知手数料等及び毎年度の管理諸費に係る資金計画を作成し、委託者と協議してこれを定めるものとする。

三 委託者は、前2号の資金計画に基づく受託者の請求により、当該請求の日から30日後の日までに所要金額を受託者に支払うものとする。なお、当該年度の管理諸費に係る本工事費が翌年度以降に繰越しとなった場合においても、委託者は、当該管理諸費を当該年度内に受託者に支払うものとする。

(工事目的物の引渡し等)

第8条 受託者は、本建設工事の全部又は一部（本建設工事に関し二以上の本工事請負契約を締結する場合においては、一部の本工事請負契約の対象となる工事の全部又は一部をいう。）が完成したときは、速やかに完成調書を委託者に提出し、委託者は、受託者が本工事請負契約に基づき実施する完成検査に立ち会う方法により、同日付で完成認定を行うものとする。但し、委託者が当該完成検査に立ち会うことが困難な場合には、受託者が委託者の事務所において説明を行う方法等に替えることができるものとする。

2 受託者は、前項の完成認定を受けたときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務引渡要領に従い、引継書を委託者に提出するとともに、当該完成認定を受けた工事目的物を委託者に引き渡

すものとする。

- 3 委託者は、第1項の完成認定を行った後、受託者が当該完成認定を受けた工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 4 受託者は、委託者に引き渡した工事目的物を本建設工事の一部のため使用する必要があるときは、当該工事目的物の名称及び使用する期間を委託者に通知した上でこれを使用することができるものとする。

(事業費の精算)

- 第9条** 受託者は、本建設工事が完成したときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務精算事務処理要領に従い、本事業費に係る精算を行うものとする。委託者から受託者に対する納入済額が本事業費を上回る場合には、受託者は無利息でその差額を委託者に返還するものとする。
- 2 本建設工事の工期が2事業年度以上にわたる場合は、受託者は、中間年度において本事業費に係る年度終了報告を行うものとする。
 - 3 委託者は、第1項に基づく受託者からの精算報告の結果を確認するものとする。

(報告)

- 第10条** 委託者は、本建設工事の施行に関し必要があると認めるときは、受託者に対し、客観的に合理的と認められる範囲かつ方法により、報告を求めることができる。

(建設業者との工事請負契約等)

- 第11条** 受託者は、本建設工事に関し、建設業者との間で工事請負契約（以下（二以上の工事請負契約を締結する場合は文脈に応じて個別に又は総称して）「本工事請負契約」という。）を締結し、当該建設業者（以下「本建設業者」という。）に本建設工事を実施させるものとする。受託者は、本工事請負契約を締結したときは、その概要及び本工事費の内訳等を速やかに委託者に通知するものとする。
- 2 受託者は、本工事請負契約（但し、随意契約によるものを除く。以下本項において同じ。）において、次の各号に掲げる内容の条項（以下総称して「違約金条項」という。）を定めなければならない。
 - 一 本建設業者（共同企業体にあつては、その構成員をいう。）が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、本建設業者は、受託者に対し、違約金として、本工事費の●%に相当する額を受託者の指定する期間内に支払うこと。
 - イ 本工事請負契約に関し、本建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は本建設業者が構成員となっている事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が本建設業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下同じ。）。
 - ロ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が本建設業者又は本建設業者が構成員となっている事業者団体（以下「本建設業者等」という。）に対して行われたときは、本建設業者等に対する命令で確定したものをいい、本建設業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。以下同じ。）において、本工事請負契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - ハ 上記ロに規定する納付命令又は排除措置命令により、本建設業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本工事請負契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が本建設業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - ニ 本工事請負契約に関し、本建設業者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。第5号ロ

において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 二 本建設業者が前号の違約金を受託者の指定する期間内に支払わないときは、本建設業者は、当該期間を経過した日から支払を完了する日までの日数に応じ、遅延利息(年●%の割合で計算した額)を受託者に支払わなければならないこと。
- 三 本建設業者は、本工事請負契約の履行を理由として、第1号に定める違約金の支払を免れることができないこと。
- 四 受託者は、本建設業者に通知することにより、受託者に本工事請負契約に係る工事目的物の建設等を委託した地方公共団体等に、第1号に定める違約金及び第2号に定める遅延利息の全部又は一部の請求及び受領に係る一切の権利を譲渡することができること。
- 五 本工事請負契約に関し、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、本建設業者は、受託者の請求に基づき、第1号に規定する違約金のほか、本工事費の●%に相当する額を違約金として受託者の指定する期間内に支払わなければならないこと。
 - イ 第1号イに規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - ロ 第1号ロに規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同号ニに規定する刑に係る確定判決において、本建設業者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 六 第1号及び前号の規定は、受託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、受託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げるものではないこと。

[注1] 委託団体との協議により第1号及び第5号の違約金の率を予め定めない場合は、第1号中「として、本工事費の●%に相当する額」を削り、第1号ニ中「第5号ロにおいて同じ。」を削り、第5号及び第6号を削る。

[注2] 委託団体との協議により第1号の違約金の率は予め定めるが、第5号の違約金の率を定めない場合は、第1号ニ中「第5号ロにおいて同じ。」を削り、第5号を削り、第6号中「前号」を削り、同号を第5号とする。
- 3 受託者は、違約金条項に基づき本建設業者に対して違約金の請求を行うことができる事実があることを知ったときは、直ちにその旨を委託者に通知し、委託者と協議して違約金請求権を行使しなければならない。但し、受託者が委託者に対し違約金条項に基づく受託者の権利を譲渡した後は、この限りではない。
- 4 受託者は、本建設業者から違約金条項に基づき違約金(第2項第2号に規定する遅延利息を含む。以下同じ。)の支払を受けたときは、直ちに当該違約金を委託者に引き渡さなければならない。
- 5 受託者は、委託者から請求があった場合には、違約金条項に基づく受託者の権利を委託者に譲渡しなければならない。

(一般的損害)

第12条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本建設工事の施行に関して生じた損害(次条又は第14条第1項に規定する損害及び入札の不調又は不落により生じた損害を除く。)については、受託者がその費用を負担する。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第13条 本建設工事の施行について第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が賠償する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本建設工事の施行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち本建設工事の施行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が賠償する。

(不可抗力による損害)

第14条 工事目的物の引渡し前に、天災等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象をいい、設計図書又は一般仕様書で基準を定めたもの）であつては、当該基準を超えるものに限る。）で委託者と受託者のいずれの責めにも帰することができないものにより、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受託者は、直ちに調査を行い、当該損害の状況を確認し、その結果を委託者に通知しなければならない。

2 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、当該損害による費用の負担を委託者に請求することができる。

（委託者の催告による解除権）

第15条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本協定を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 正当な理由なく、完成期限内に本建設工事を完成しないとき又は完成期限経過後相当の期間内に本建設工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、本協定に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解除することができる。

- 一 工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 二 受託者が工事目的物の完成に係る債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本協定を締結した目的を達することができないとき。
- 四 工事目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本協定を締結した目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても本協定を締結した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 六 第18条の規定によらないで本協定の解除を申し出たとき。
- 七 本工事請負契約の締結に当たり、本建設業者（共同企業体にあつては、その構成員をいう。）がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - イ 役員等（本建設業者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、本建設業者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

八 受託者が、前号イからホまでのいずれかに該当する者を本工事請負契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 17 条 第 15 条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前 2 条の規定による本協定の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第 18 条 受託者は、委託者が本協定に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本協定を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 19 条 前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前条の規定による本協定の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第 20 条 委託者は、本協定が本建設工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を完成認定の上、当該完成認定に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する本事業費を受託者に支払わなければならない。この場合における引渡しの手続については、第 8 条の規定を準用する。

2 前項の場合において、第 7 条の規定による前金払があったときは、当該前金払の金額を同項前段の出来形部分に相応する本事業費から控除する。この場合において、受領済みの前金払の金額になお余剰があるときは、受託者は、その余剰額を委託者に返還しなければならない。

（委託者の損害賠償請求等）

第 21 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 正当な理由なく、完成期限内に本建設工事を完成することができないとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項各号に定める場合が本協定及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。

3 第 1 項第 1 号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、本事業費から一部引渡しを受けた部分に相応する本事業費を控除した額につき、遅延日数に応じ、年●%の割合で計算した額とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第 22 条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。但し、当該各号に定める場合が本協定及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第 18 条の規定により本協定が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 本協定に基づく本事業費の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年●%の割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（秘密保持）

第 23 条 委託者及び受託者は、本協定の履行に関して知り得た情報（但し、開示を受けた時点で既に秘密保持義務を負うことなく保有していた情報、開示を受けた時点で既に公知となっていた情報、

開示を受けた後に自己の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報及び相手方から開示された情報によることなく独自に開示した情報を除く。)を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示してはならず、また、本協定の目的以外のために使用しないものとする。但し、自己の役職員、弁護士、会計士、税理士等の専門家又は本協定の履行に際して開示が合理的に必要とされる者に対し、合理的に必要な範囲で開示する場合及び法令又は行政官庁若しくは裁判所の命令に基づき、合理的に必要な範囲で開示する場合を除く。

- 2 委託者及び受託者は、本建設工事に関して受託者が委託者に対して提供する情報のうち、受託者が貸与情報として指定するものが、受託者が委託者に対し貸与するものであることを確認する。委託者は、受託者が定める貸与期間終了後速やかに、受託者に当該貸与情報を返還するものとする。

(端数計算)

第 24 条 金銭の計算において、1 円未満の端数があるときは、その端数については、切り捨てるものとする。

(協定の変更)

第 25 条 本協定に規定する事項を変更する場合には、委託者と受託者との間で変更協定を締結するものとする。

(有効期間)

第 26 条 本協定は、第 9 条に基づく精算が完了する日（但し、本協定が解除された場合には、当該解除の日）まで効力を有する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 11 条第 3 項及び第 4 項、第 21 条から第 23 条まで、本条及び次条の規定は、引き続き効力を有する。

(協議事項)

第 27 条 本協定に定めのない事項については、法令及び本協定の趣旨に従い、委託者と受託者とが誠実に協議して定める。本協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

____年____月____日

委託者 【住所】
【地方公共団体の名称】
【役職】 【氏名】(印)

受託者 【住所】
日本下水道事業団
理事長 【氏名】(印)

(別記)

建設工事の目的物及び内容

1 建設工事の目的物

(1) 終末処理場

名 称 【地方公共団体の名称】 公共下水道_____ 終末処理場
位 置 【所在地】
排除方式 _____流式 (一部____流式)
処理方式 _____法
処理能力 全体 _____m³/日
 今回 _____m³/日

(2) ポンプ場

名 称 【地方公共団体の名称】 公共下水道_____ ポンプ場
位 置 【所在地】
排除方式 _____流式 (一部____流式)
処理能力 全体 _____m³/分又は秒
 今回 _____m³/分又は秒

(3) 管渠

名 称 【地方公共団体の名称】 公共下水道_____ 管渠
位 置 起点【所在地】 終点【所在地】
延 長 _____m

2 建設工事の内容

	施設	工事内容	施設能力	数量	備考
終末処理場					
ポンプ場					
管渠					

※ 総合試運転を行う場合は、各施設の備考欄に「総合試運転実施」と記載すること。

3-2 委託協定補足説明事項書 建設協定用

標準協定5（建設協定用） 建設工事委託協定前補足説明事項書

この「建設工事委託協定前補足説明事項書（建設協定用）」には、協定締結に際して特にご確認いただきたい事項を記載しております。「標準協定5」とあわせて内容をご確認ください。

なお、本事項書に定めるもので日本下水道事業団法に基づいて行う行為については、日本下水道事業団（以下「J S」という。）が責任をもって対応しますが、他法令に基づいて行う行為については、委託団体において関係法令（補助金適正化法等）等に則り適切に対応願います。

1. 委託協定の基本的な考え方

(1) 委託協定に関する主な性格

J Sと地方公共団体の間で締結する委託協定は、委任契約に該当するものと考えます。

委任契約とは「事務の処理を委託する契約」であると解されており（コンメンタール民法）、建設工事の施行等は「事務の処理」に当たり、委託団体からJ Sに委託された工事等について善良なる管理者の注意（善管注意義務）をもって、誠実に履行する義務を負うものと解しています。ただ下水道施設（目的物等）を完成させ引渡すことではなく、誠実に事務を処理することそのものに義務を負うものであることに留意してください。

また委託協定は、J Sの業務が下水道管理者としての地方公共団体の業務の代行・支援であることから、強い信頼関係を前提とした委任契約の性格・内容を基本とし公的団体の間での基本的事項を取り決めており、委託団体とJ Sは対等な立場で締結することとしています。

(2) 建設協定（複数工事、債務負担行為がある場合も含む）の協定締結方法

建設協定は、原則として工事を発注する年度毎に締結することとしており、当該年度限りの発注であれば、本協定を1回締結すれば足りるものです。なお、債務負担行為がある場合、完成は翌年度以降となり、支払いは2か年以上にわたることになります。また、本協定は発注工事単位で締結するものではなく、同一年度に複数の建設工事を発注する場合でも、1回の協定締結となります。

2. 建設工事の委託（標準協定2条関係）

(1) 委託者が指示する設計図書の位置づけ

建設工事については、J Sが独自に施行するものではなく、必ず委託団体からの委託に基づいて、その委託の範囲内においてのみ施行するという意味で、委託者が指示する設計図書（図面及び特記仕様書。）に従い建設工事を施行することとしています。

(2) 地域特性等を考慮した入札・契約手続きの実施

J Sが建設工事を実施するための発注業務等に関する全ての事務は、委託団体とは独立してJ Sの会計規程等に基づき行われます。なお、発注等に際し委託団体からの要望等がある場合は、協議することとしています。

(3) 発注見通し及び工事公告情報の掲載

不調・不落対策として、J Sが発注する工事の発注見通しや公告情報を委託団体の庁舎内やホームページ上に掲載する等についてご協力をお願いします。なお、発注見通しの公表については、可能な限り早期に公表することが効果的なことから、J Sのホームページ上で掲載する発注見通しについては、本協定に先立ち公表します。

3. 完成期限（標準協定3条関係）

(1) 適切な工期設定

建設業就業者の年間の実労働時間は、全産業の平均と比べて相当程度長い状況となっており、建設業就業者の長時間労働の是正が急務となっています。また、長時間労働を前提とした短い工期での工事は、事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれがあるため、建設工事の請負契約に際して、

適正な工期設定を行う必要があります。工事内容に関係なく、協定における完成期限（以下、「協定期限」という。）内とするために設定した著しく短い工期設定や一律年度末に設定した長すぎる工期は、入札不調にも繋がります。また、著しく短い工期で発注した場合、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に違反する行為として国土交通大臣から発注者が是正勧告を受けることがあります。

以上のことから、実際に要する工期が協定期限を越えることが明らかである場合は、繰越（J S 翌債含む）措置及び協定期限の延長等の必要があります。

○建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）（抄）

（著しく短い工期の禁止）

第 19 条の 5 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

（発注者に対する勧告等）

第 19 条の 6 略

2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 略

(2) 未完成の場合の措置

建設工事が完成期限内に完成しないと認められるに至ったときは、その原因及び対応を速やかに委託団体に説明し、協議を行います。その場合は、(ア)完成期限を変更する協定を締結する、(イ)完成期限内に完成させるため、建設工事の内容及び範囲を変更する協定を締結する等の措置が考えられます。

(3) 完成期限を変更する場合の留意点

完成予定が本協定どおりにいかないことがあります。主な原因としては、設計内容の変更、入札の不調・不落による工事の遅れ、補助金・交付金の配布状況等が考えられます。完成期限内に完成しないと認められるに至ったときは、本協定第 3 条第 3 項の規定により、委託団体と J S が協議して、この協定を変更することになりますが、その際、完成期限についても議会の議決を得ている場合は、議会の変更議決を得なくてはならないこととなりますので、留意願います。

4. 事業費（標準協定 4 条関係）

(1) 債務負担行為額

「債務負担行為額」には、当該年度に発注するものとして国土交通省の一括設計承認があったもの又は委託団体が議決した債務負担行為のうち、J S に委託する分に係る債務負担行為額が計上されます。

(2) 繰越承認額と翌年度予算額を合わせた額で工事発注する場合の留意点

協定締結後、翌年度へ繰越す額（J S が定める管理諸費を含む。以下「繰越翌債承認額」という。）と、翌年度予算額を合計した事業費（記載例 1 では、繰越翌債承認額 1 億円＋翌年度予算額 3 億円＝4 億円）で翌年度に工事発注し、実際の工事が工事発注年度の出来高予定額に達していないことから、繰越翌債承認額を前払金として全額充当することにより、繰越翌債承認額に係る工事の出来高が達成したものととして扱う処理は認められていません。

また、繰越翌債承認額と翌年度予算額を合算して工事発注する場合、繰越翌債承認額を工事発注年度の翌年度に繰越す際に委託団体が事故繰越の手続きをせずに明許繰越の手続きを取り、年度経過後も引き続き工事等が施工されていたときは、委託団体は国など（補助主体）から補助金の交付決定の取消及び返還の措置を命ぜられる可能性があります。

J S では、建設工事の進捗を適正に管理報告するため、本協定において、繰越翌債承認額に係る事業分の事業費と、発注年度予算に係る事業分の事業費との区分を明確に行いますので、不測の事態により繰越を行う場合には、委託団体において、繰越翌債承認額に係る事業分は事故繰越、発注年度予算に係る事業分は明許繰越の手続きを行う必要があることに留意してください。

なお、J SではJ S翌債という言葉を使っていますが、委託団体は全て繰越しとすることが一般的であることから、この点も留意してください。

【繰越し、翌債及びJ S翌債】

繰越し＝年度内に支出を完了しなかった経費は不用額として処理するのが原則ですが、原則通りの処理が非効率・不経済な場合、一定の条件のもと、翌年度に繰り越して使用する制度（事故繰越し、明許繰越し、継続費の年割額の通次繰越し等）です。

なお、繰越しを行った場合においても、J Sは当該年度に管理諸費の請求については行いません。

翌債＝繰越明許費に係る翌年度に渡る債務の負担制度の略称です。

J S翌債＝J Sと委託団体間との協定締結した事業のうち委託団体においては当該事業費の一部又は全部を翌年度に繰越し、工事の発注等も翌年度に行う場合、J SにおいてはJ S翌債と称して事務処理を行います。そのような場合、協定書の事業費においては「繰越翌債承認額」と記載しております。

なお、このような当該年度の支出が無い場合におきましては、J Sは当該年度に管理諸費の請求については行いません。

【記載例1】〈令和7年度に協定を締結する場合〉

令和7年度事業費全額を繰越翌債承認額とし、8年度に8年度事業費と合計した事業費（4億円）で工事発注する場合

区分	金額
令和7年度事業費 (うち令和7年度事業費繰越翌債承認額)	100,000,000円 (100,000,000円)
債務負担行為額(令和8年度分)※	300,000,000円

※令和8年度に協定を締結する場合は、「債務負担行為額(令和8年度分)」を「令和8年度事業費」とする。

【記載例2】(別記)2 建設工事の内容

	施設	工事内容	施設能力	数量	備考
終末処理場	沈砂池 ポンプ棟	耐震補強工事 機械設備工事 電気設備工事	15,000m ³ / 日	一式 一式 一式	耐震補強工事の一部は令和7年度事業費繰越翌債承認額で実施する

(3) 事業費の算定及び変更

入札の不調・不落に伴う見積りの提出を求める方式の採用や施工中に予期せぬ事象が発生し、工期の延長や現場の設計内容の変更等により工事費が増加することがしばしば起こることから、当初協定にそれらのリスクを加味した事業費及び工期を設定することや、実施途中での協定変更への協議を行うことがあります。事象発生の際には速やかに説明を行うこととしています。なお、建設工事の実施中に現場の施工条件の相違が生じた場合等において、J Sの請負契約で採用する「公共工事標準請負契約約款」第18条、第19条等に起因する設計図書の変更が行われ、建設工事の施行に要する事業費が変わった場合、実施途中での協定金額の変更が生じることがあります。

○公共工事標準請負契約約款(昭和25年中央建設業審議会決定)(抄)
(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2～3 略

4 前項の調査の結果において第一項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- 二 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で 工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- 三 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(4) 工期延長に伴う費用負担

関連他工事の入札の不調・不落により工事が遅れ、受注者の責に依らず各種リース料や機器の保管費等が増加することがあります。このような場合の費用負担や繰越措置等について、事業費の増額や協定期限の延長の協議を求める場合があります。事象発生の際には速やかに説明を行うこととしています。

(5) 繰越措置の実施

止むを得ず当該年度の出来高予定額を達成できず所定の事業費を執行できない場合、繰越等の適切な措置を執らないと補助金の交付決定取消処分を受けることがあるため、委託団体は、法令に則った適切な措置が必要です。その際は、事前に繰越額に関する説明を行うこととしています。

(6) 事業費を変更したときの予算措置

委託協定の変更に伴い事業費の額を増減させる場合には、委託団体において、それに見合う歳出予算の計上その他の予算措置が必要となります。

5. 工事用地の確保等（標準協定5条関係）

(1) 委託団体の実施事項

J Sが行うのは、建設工事の施行そのものです。工事用地等の関係者との調整及び損失補償に係る一切の対応は委託団体で実施願います。J Sはこれらの問題について必要に応じて技術的な協力が可能な場合もあります。

なお、調査の結果に伴う損害補償に関しては、本協定第12条(一般的損害)、第13条(第三者に及ぼした損害)及び第14条(不可抗力による損害)において定めています。もちろんJSは損害が発生した場合に委託団体が行う調査に協力することになります。

(2) 追加調査を行った場合の負担

工事施工中に地盤の変動等による追加の調査を必要とした場合等については、委託団体の負担を求める場合があります。

6. 行政上の手続（標準協定6条関係）

(1) 委託団体による手続

建設工事を進めていくためには、いろいろな行政庁への手続が必要です。手続は次のようなものが考えられ、原則として、これらの関係機関協議や申請手続は委託団体において委託団体名で実施することとなりますが、J Sは必要に応じて協議資料や申請資料の作成等の補助を行います。

- ・河川法施行規則第15条に基づく工作物の新築等の許可申請

- ・水質汚濁防止法第5条に基づく特定施設の設置の届出
- ・消防法第17条の3の2に基づく消防用設備等の届出
- ・高圧ガス保安法第5条第2項に基づく高圧ガスの製造等の届出
- ・電気事業法第42条に基づく事業用電気工作物の設置の届出
- ・毒物及び劇物取締法第22条に基づく毒物又は劇物の取扱の届出
- ・道路法第32条に基づく道路の占用許可申請
- ・土壤汚染対策法第4条に基づく土地の形質の変更が行われる場合等の届出
- ・その他の諸法令に基づく届出、申請

(2) 発生物件の取り扱い

改築更新工事等で発生する有価物は委託団体に引渡すこととしております。

改築更新工事等で発生する撤去した機械設備等の有価物の売却処分については、委託団体において、地方自治法及び補助金適正化法等に基づき適切な手続きを行う必要があります。発生物件に関しては、地方自治法上の「公有財産」のうち「行政財産」に該当するため、売買等を行なうためには「普通財産」や「物品」に移管する必要があります。また、下水道施設の建設には補助金が入るため、その廃止・用途変更にも補助金適正化法上の手続きが必要となるものです。

ただし、アスベストを含有するなどの理由から有価物とならないものは産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）と判断し廃棄処分をする場合があります。その際は、建設廃棄物として工事の中で処分可能です。

(3) 住民等に対する説明

委託団体が主催する説明会へJ Sが参加し、工事の施工等の説明を行う必要がある場合は、相談してください。

7. 事業費の支払い（標準協定7条関係）

(1) 事業費の支払方法

事業費の支払いについては、J Sの支払いの原因となる事実が発生した場合、又は発生することが明らかになった場合、費用の請求時期と納期についてその都度、J Sが委託団体に協議した資金計画に基づき、J Sから請求された金額を、前金払の方法により、委託団体がJ Sに支払うものとしています。

① J Sの支払いの原因となる事実

J Sと受注者との(ア)工事請負契約の締結、(イ)工事請負契約に基づく受注者からの前金払及び中間前金払の請求、(ウ)既済部分検査、(エ)一部完成検査並びに(オ)完成検査です。これによりJ Sは受注者に対し、(ア)前払金、(イ)中間前払金、(ウ)部分払金、(エ)一部完成検査、(オ)完成払金を支払う必要が生じます。

② 費用の請求時期と納期

J Sの支払の原因となる事実が発生又は発生が明らかになった都度、当該費用に係る資金計画について協議して必要な費用を請求しており、請求日から30日以内に支払をしていただきます。既済部分検査、完成検査時の請求については検査日決定後、債務工事の請求については年度開始後（前年度が繰越となった場合には繰越工事等完了後）、管理諸費の請求については原則として年2回（受注者との契約時期によっては年1回）行います。

③ 前金払

J Sが委託団体に請求するすべての所要金額は「前金払」となります。これは、J Sから受注者への請負代金の円滑な支払に資するものです。

(2) 請求額の算定方法について

請求額は、J Sが受注者に支払う工事費等の直接費と間接費（＝管理諸費）の合計額となります。直接費は、J Sと受注者との契約内容に基づき必要額を算定します。

また、間接費（＝管理諸費）は、管理諸費年額の1/2（前金払の率が40%の場合は、40%）を最初の直接費の請求時期に請求し、残額については10月中に請求することとしています。ただし、最初の請求が11月以降となる場合には、最初の請求時期に当該年度分全額をまとめて請求することとし

ています。

この管理諸費については、当該工事が繰越となったとしても、当該事業年度内に支払いいただくことが標準協定第7条第3項に明記しています。

なお、中間前金払の可否や率については、委託団体に確認の上、協定で定めることとしています。

8. 工事目的物の引渡し等（標準協定8条関係）

(1) 建設工事の全部又は一部

建設工事の一部とは、本協定に関しJ Sが2以上の工事請負契約を締結する場合においては、1つの工事請負契約の対象となる工事の全部又は一部を指します。例えば土木、機械、電気の工事を含めた協定を締結し、そのうち土木の工事目的物が先に完成した場合、土木の工事目的物を先に引渡します。また、土木工事の内、一部(指定部分)が完成した場合、土木工事全体に先立ち一部(指定部分)を引渡します。その際は、事前に説明を行うこととしています。

(2) 完成認定の実施方法

J Sが受注者へ発注した際の検査事務は、第2条第2項第3号に基づき、J Sが行いますが、原則として委託団体職員が立ち会い「完成認定」も同時に実施する方法で検査を行い、同日付で引渡しますので、J Sが検査を行う際には委託団体の職員の派遣をお願いしています。ただし、委託団体が当該完成検査に立ち会うことが困難な場合には、J Sが委託団体の事務所において説明を行う方法等に替えることができますので、ご相談ください。

(3) 完成検査日と完成認定日の関係

建設工事が完成し、J Sが受注者から工事目的物の引渡しを受けた際には、同日付をもって当該施設を委託団体に引渡しをしています。同一の日の引渡しであってもJ Sへ引き渡されてから委託団体の完成認定までの間は、施設使用等に伴うJ Sの責めに帰すべき原因によるもの以外の損害等の発生に係る補修については、本協定第12条又は第14条の規定に基づき対応することとなります。なお、工事完成から委託団体への引渡しまでは、J Sが契約不適合責任請求権を保有することになります。

(4) 契約不適合責任に基づく請求権の行使

委託団体は、J Sから引渡しを受けた後は、直接受注者に追完請求等の契約不適合責任に基づく請求権上の権利を行使することとなります。ただし、建設工事の一部(指定部分)完成の場合は、当該建設工事が完成するまで、引続き契約不適合責任についてJ Sが保有させていただきます。

なお、委託団体では契約不適合の判断が技術的に困難であるなど、委託団体で不具合の修補等を受注者に直接請求することが難しい場合は、J Sの県事務所等に必要に応じて相談することも可能です。

(5) 会計検査院の検査

J Sに委託した工事における会計検査院の検査については、委託団体が一般的に受検する都道府県単位での受検と異なり、J Sが受検することとなっており、委託団体が他の事業で受ける会計検査とは別の機会に行われます（日本下水道事業団法第47条）。

○日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）（抄）

（会計検査院の検査）

第47条 会計検査院は、必要があると認めるときは、事業団につき、国の補助金が交付される事業を受託して行う業務に係る会計を検査することができる。

9. 事業費の精算（標準協定9条関係）

(1) 事業費の精算時期

事業費の精算は、受託業務精算事務処理要領に基づき、本協定に基づく建設工事の全てが完了した後に行われます。すなわち、委託団体から受託業務に係る資金の最終の支払いが終了し、かつ当該受託業務が完了したときは、年度完了精算報告書(公印省略)により、委託団体に対し事業費の精算を行います。

(2) 差額の精算

収納済額（受託収入）が精算額（工事費＋管理諸費）を上回る差額が生じた場合、年度完了精算報告書に基づきその差額分を還付することになります。この場合、本協定第4条の事業費を精算金額と同額とする協定変更を行うこととなります。

10. 建設業者との工事請負契約等（標準協定11条関係）

(1) 請負契約に関する工事契約概要通知

建設業者との間で工事請負契約を締結したときは、請負契約に関する概要として工事契約概要書（工事名、契約年月日、工期、受注者名、契約金額等を記載）を理事長名の文書（公印省略）によりメール等で通知します。

(2) 本工事費の内訳等

建設業者との間で工事請負契約を締結したときは、本工事費の内訳等として工事設計書（様式—1）、本工事内訳書（総括）（様式—2）〈土木、機械及び電気〉、本工事費内訳書（様式—3）〈建築〉及び図面等を支社長名の文書（公印省略）で、工事請負契約後にお渡しします。

(3) 違約金の率

本協定第11条第2項第1号の入札談合があったときの違約金の率については、委託団体の意向を確認して定めます。なお、委託団体との協議で違約金の率を定めない場合は、同号を削除します。

(4) 遅延利息の率

本協定第11条第2項第2号の契約建設業者が違約金をJ Sが指定する期間内に支払わない場合の遅延利息の率については、委託団体の意向を確認して定めます。これを受けてJ Sが契約建設業者と締結する工事請負契約書には、当該工事に係る協定で定めた遅延利息率を記載することとしています。

委託団体の要望により、具体的な遅延利息率を定めず「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた遅延利息の率」を定める場合、これを受けた工事請負契約書においては、同法令で定める遅延利息の具体的な率を記載することとしています。

○政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）（抄）

（支払遅延に対する遅延利息の額）

第8条 国が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を下るものであつてはならない。但し、その約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(5) 上乗せの違約金の率

本協定第11条第2項第5号の上乗せの違約金の率については、委託団体の意向を確認して定めます。なお、委託団体との協議で上乗せの違約金の率を定めない場合は、同号を削除します。

11. 秘密保持（標準協定23条関係）

(1) 貸与情報の貸与

工事設計書の様式—3〈機械及び電気〉及び様式—5〈土木、建築、機械及び電気〉については、貸与情報に該当するため、委託団体からの貸与依頼に基づき貸与期間を定め第三者への非開示を条件に支社長名の文書（公印省略）を付して貸与します。

4 標準協定文に関する達 実施設計協定

標 準 協 定 6

●年度【施設の名称】の実実施設計の作成委託に関する協定

【地方公共団体の名称】（以下「委託者」という。）と日本下水道事業団（以下「受託者」という。）とは、【施設の名称】の実実施設計（以下「本実施設計」という。）について、以下のとおりこの協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、委託者が、【地方公共団体の名称】公共下水道の整備に関し、事業の一部の施行を受託者に委託することによりその促進を図り、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（実施設計の委託）

第2条 委託者は、受託者に対し、本実施設計に関する業務（以下「本実施設計業務」という。）を委託し、受託者は、本協定、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画に係る図書等（以下「図書等」という。）及び受託者が定める日本下水道事業団会計規程その他の内部規則に従い、本実施設計業務を履行するものとする。

[注] 流域下水道の場合は、「第4条第1項」を「第25条の23第1項」とし、都市下水路の場合は、「下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項」を「都市計画法（昭和43年法律第100号）第60条第1項」とする。

2 受託者が行う本実施設計業務の内容は、以下のとおりとする。

- 一 本実施設計の発注
- 二 本実施設計の設計管理
- 三 本実施設計の検査

3 受託者が行う本実施設計業務の対象及び範囲は、別記のとおりとする。

4 図書等を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して対応を決定するものとする。

（完成期限）

第3条 本実施設計業務の完了期限は、●年●月●日とする。

2 委託者は、前項の完了期限までに本実施設計業務を完了させるため、必要な予算の計上（本実施設計に係る補助金若しくは交付金の獲得又は自己財源の確保を含むが、これらに限られない。）に努めるものとする。

3 第1項の完了期限は、図書等の変更、入札の不調又は不落、本実施設計業務委託契約（第10条1項に定義する。以下同じ。）に定める履行期間の延長等のやむを得ない場合には変更するものとし、かかる場合、委託者と受託者とが協議して変更後の完了期限を定めるものとする。

（事業費）

第4条 本実施設計業務に係る費用（以下「本事業費」という。）は、金**、***、***円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額*、***、***円）とする。なお、本事業費は、本実施設計業務委託契約に基づく業務委託料（以下「本業務委託料」という。）及び受託者が定める受託業務費用負担細則に定める管理諸費（以下「管理諸費」という。）を合計した額とする。

2 図書等の変更、賃金又は物価の変動、入札の不調又は不落、本業務委託料の変更等のやむを得ない場合には、委託者と受託者とが協議して、本事業費又は本実施設計業務の対象又は範囲を変更するものとする。

（事業費の支払）

第5条 委託者は、次の各号に定めるところに従い、受託者による請求の都度、本事業費のうち請求された金額を、前金払の方法により、受託者に支払うものとする。

- 一 受託者は、本事業費の支払の原因となる事実（①本実施設計業務委託契約の締結、②本実施設計業務委託契約に基づく本建設コンサルタント（第10条第1項に定義する。以下同じ。）からの前金払の請求、③完了検査等をいう。）が発生した場合又は発生する見込みが明らかになった場合には、その都度、本業務委託料及び管理諸費に係る資金計画を作成し、委託者と協議してこれを定めるものとする。なお、本実施設計業務委託契約に基づく前金払の金額は、当該実施設計業務委託契約に定める本業務委託料の●%以内に相当する額及び管理諸費を合算した額とする。
- 二 委託者は、前号の資金計画に基づく受託者の請求により、当該請求の日から30日後の日までに所要金額を受託者に支払うものとする。なお、当該年度の管理諸費に係る本実施設計業務が翌年度以降に繰越しとなった場合においても、委託者は、当該管理諸費を当該年度内に受託者に支払うものとする。

（成果物の引渡し）

第6条 受託者は、本実施設計業務の全部又は一部（二以上の本実施設計業務委託契約を締結する場合においては、一つの本実施設計業務委託契約の対象となる実施設計をいう。）が完了したときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務引渡要領に従い、引継書を委託者に提出するとともに、本実施設計業務委託契約に係る成果物（以下「成果物」という。）を委託者に引き渡すものとする。

- 2 委託者は、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

（著作権の譲渡等）

第7条 受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

- 2 委託者は、当該成果物の内容を受託者の承諾がある場合に限り公表することができる。

（事業費の精算）

第8条 受託者は、本実施設計業務が完了したときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務精算事務処理要領に従い、本事業費に係る精算を行うものとする。委託者から受託者に対する納入済額が本事業費を上回る場合には、受託者は無利息でその差額を委託者に返還するものとする。

- 2 委託者は、前項に基づく受託者からの精算報告の結果を確認するものとする。

（報告）

第9条 委託者は、本実施設計業務の履行に関し必要があると認めるときは、受託者に対し、客観的に合理的と認められる範囲かつ方法により、報告を求めることができる。

（建設コンサルタントとの実施設計業務委託契約等）

第10条 受託者は、本実施設計業務に関し、建設コンサルタント業者との間で契約（以下「本実施設計業務委託契約」という。）を締結し、当該建設コンサルタント業者（以下「本建設コンサルタント」という。）に本実施設計業務を実施させるものとする。受託者は、本実施設計業務委託契約を締結したときは、その概要を速やかに委託者に通知するものとする。

- 2 受託者は、本実施設計業務委託契約（但し、随意契約によるものを除く。以下本項において同じ。）において、次の各号に掲げる内容の条項（以下総称して「違約金条項」という。）を定めなければならない。
 - 一 本建設コンサルタント（共同企業体にあつては、その構成員をいう。）が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、本建設コンサルタントは、受託者に対し、違約金として、本業務委託料の●%に相当する額を受託者の指定する期間内に支払うこと。
 - イ 本実施設計業務委託契約に関し、本建設コンサルタントが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、

又は本建設コンサルタントが構成員となっている事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が本建設コンサルタントに対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下同じ。）。

ロ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が本建設コンサルタント又は本建設コンサルタントが構成員となっている事業者団体（以下「本建設コンサルタント等」という。）に対して行われたときは、本建設コンサルタント等に対する命令で確定したものをいい、本建設コンサルタント等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。以下同じ。）において、本実施設計業務委託契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ハ 上記ロに規定する納付命令又は排除措置命令により、本建設コンサルタント等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本実施設計業務委託契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が本建設コンサルタントに対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

ニ 本実施設計業務委託契約に関し、本建設コンサルタント（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

二 本建設コンサルタントが前号の違約金を受託者の指定する期間内に支払わないときは、本建設コンサルタントは、当該期間を経過した日から支払を完了する日までの日数に応じ、遅延利息（年●%の割合で計算した額）を受託者に支払わなければならないこと。

三 本建設コンサルタントは、本実施設計業務委託契約の履行を理由として、第1号に定める違約金の支払を免れることができないこと。

四 受託者は、本建設コンサルタントに通知することにより、受託者に本実施設計業務委託契約に係る施設の実施設等を委託した地方公共団体等に、第1号に定める違約金及び第2号に定める遅延利息の全部又は一部の請求及び受領に係る一切の権利を譲渡することができること。

五 第1号の規定は、受託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、受託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げるものではないこと。

[注] 委託団体との協議により第1号の違約金の率を予め定めない場合は、第1号中「として、本業務委託料の●%に相当する額」を削り、第2号中「(年●%の割合で計算した額)」を削る。

3 受託者は、違約金条項に基づき本建設コンサルタントに対して違約金の請求を行うことができる事実があることを知ったときは、直ちにその旨を委託者に通知し、委託者と協議して違約金請求権を行使しなければならない。但し、受託者が委託者に対し違約金条項に基づく受託者の権利を譲渡した後は、この限りではない。

4 受託者は、本建設コンサルタントから違約金条項に基づき違約金（第2項第2号に規定する遅延利息を含む。以下同じ。）の支払を受けたときは、直ちに当該違約金を委託者に引き渡さなければならない。

5 受託者は、委託者から請求があった場合には、違約金条項に基づく受託者の権利を委託者に譲渡しなければならない。

（一般的損害）

第11条 成果物の引渡し前に、成果物について生じた損害その他本実施設計業務を行うにつき生じた損害（次条又は第13条第1項に規定する損害及び入札の不調又は不落により生じた損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第12条 本実施設計業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が賠償する。

2 前項の規定にかかわらず、本実施設計業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち本実施設計業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が賠償する。

(不可抗力による損害)

第13条 成果物の引渡し前に、天災等(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象をいい、凶書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で委託者と受託者のいずれの責めにも帰することができないものにより、試験等に供される本実施設計業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

2 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。

(委託者の催告による解除権)

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本協定を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 正当な理由なく、完了期限内に本実施設計業務を完了しないとき又は完了期限経過後相当の期間内に本実施設計業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、本協定に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第15条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解除することができる。

- 一 成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 二 受託者が本実施設計業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本協定を締結した目的を達することができないとき。
- 四 成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本協定を締結した目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても本協定を締結した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 六 第17条の規定によらないで本協定の解除を申し出たとき。
- 七 本実施設計業務委託契約の締結に当たり、本建設コンサルタント(共同企業体にあつては、その構成員をいう。)がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- イ 役員等(本建設コンサルタントが個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、本建設コンサルタントが法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は

暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。

- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 八 受託者が、前号イからホまでのいずれかに該当する者を本実施設計業務委託契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条 第14条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による本協定の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第17条 受託者は、委託者が本協定に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本協定を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第18条 前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前条の規定による本協定の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第19条 委託者は、本協定が本実施設計業務の完了前に解除された場合においては、既履行部分を完了認定の上、当該完了認定に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する本事業費を受託者に支払わなければならない。この場合における引渡しの手続については、第6条の規定を準用する。

- 2 前項の場合において、第5条の規定による前金払があったときは、当該前金払の金額を同項前段の既履行部分に相応する本事業費から控除する。この場合において、受領済みの前金払の金額になお余剰があるときは、受託者は、その余剰額を委託者に返還しなければならない。

（委託者の損害賠償請求等）

第20条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 正当な理由なく、完了期限内に本実施設計業務を完了することができないとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項各号に定める場合が本協定及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。
- 3 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、本事業費から既履行部分に相応する本事業費を控除した額につき、遅延日数に応じ、年●%の割合で計算した額とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第21条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。但し、当該各号に定める場合が本協定及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第17条の規定により本協定が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 本協定に基づく本事業費の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年●%の割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(秘密保持)

第 22 条 委託者及び受託者は、本協定の履行に関して知り得た情報（但し、開示を受けた時点で既に秘密保持義務を負うことなく保有していた情報、開示を受けた時点で既に公知となっていた情報、開示を受けた後に自己の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報及び相手方から開示された情報によることなく独自に開発した情報を除く。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示してはならず、また、本協定の目的以外のために使用しないものとする。但し、自己の役職員、弁護士、会計士、税理士等の専門家又は本協定の履行に際して開示が合理的に必要とされる者に対し、合理的に必要な範囲で開示する場合及び法令又は行政官庁若しくは裁判所の命令に基づき、合理的に必要な範囲で開示する場合を除く。

2 委託者及び受託者は、本実施設計業務の履行に関して受託者が委託者に対して提供する情報のうち、受託者が貸与情報として指定するものが、受託者が委託者に対し貸与するものであることを確認する。委託者は、受託者が定める貸与期間終了後速やかに、受託者に当該貸与情報を返還するものとする。

(端数計算)

第 23 条 金銭の計算において、1 円未満の端数があるときは、その端数については、切り捨てるものとする。

(協定の変更)

第 24 条 本協定に規定する事項を変更する場合には、委託者と受託者との間で変更協定を締結するものとする。

(有効期間)

第 25 条 本協定は、第 8 条に基づく精算が完了する日（但し、本協定が解除された場合には、当該解除の日）まで効力を有する。

2 前項の規定にかかわらず、第 10 条第 3 項及び第 4 項、第 20 条から第 22 条まで、本条及び次条の規定は、引き続き効力を有する。

(協議事項)

第 26 条 本協定に定めのない事項については、法令及び本協定の趣旨に従い、委託者と受託者とが誠実に協議して定める。本協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

____年____月____日

委託者 【住所】
【地方公共団体の名称】
【役職】 【氏名】(印)

受託者 【住所】
日本下水道事業団
理事長 【氏名】(印)

(別記)

本実施設計業務の対象及び範囲

1 本実施設計業務の対象

(1) 終末処理場

名 称 【地方公共団体の名称】 公共下水道 終末処理場
位 置 【所在地】
排除方式 _____流式 (一部____流式)
処理方式 _____法
処理能力 全体 _____ m^3 /日
今回 _____ m^3 /日

(2) ポンプ場

名 称 【地方公共団体の名称】 ポンプ場
位 置 【所在地】
排除方式 _____流式 (一部 _____流式)
処理能力 全体 _____ m^3 /分又は秒
今回 _____ m^3 /分又は秒

(3) 管渠

名 称 【地方公共団体の名称】 公共下水道 _____管渠
位 置 起点【所在地】 終点【所在地】
延 長 _____m

2 本実施設計業務の範囲

[基本設計及び●●に関する詳細設計]

4-2 委託協定補足説明事項書 実施設計協定用

標準協定6 (実施設計) 委託協定前補足説明事項書

この「実施設計委託協定前補足説明事項書」には、協定締結に際して特にご確認いただきたい事項を記載しております。「標準協定6(実施設計標準協定)」とあわせて内容をご確認ください。

なお、本事項書に定めるもので日本下水道事業団法に基づいて行う行為については、日本下水道事業団(以下「JS」という。)が責任をもって対応しますが、他法令に基づいて行う行為については、委託団体において関係法令(補助金適正化法等)等に則り適切に対応願います。

1. 委託協定の基本的な考え方

(1) 委託協定に関する主な性格

JSと地方公共団体の間で締結する委託協定は、委任契約に該当するものと考えます。

委任契約とは「事務の処理を委託する契約」であると解されており(コメンタール民法)、実施設計の施行等は「事務の処理」に当たり、委託団体からJSに委託された実施設計等について善良なる管理者の注意(善管注意義務)をもって、誠実に履行する義務を負うものと解しています。ただ下水道施設の実実施設計に関し成果物を完了させ引き渡すことではなく、誠実に事務を処理することそのものに義務を負うものであることに留意してください。

また委託協定は、JSの業務が下水道管理者としての地方公共団体の業務の代行・支援であることから、強い信頼関係を前提とした委任契約の性格・内容を基本とし公的団体の間での基本的事項を取り決めており、委託団体とJSは対等な立場で締結することとしています。

(2) 実施設計協定の協定締結方法

実施設計協定は、実施設計を発注する年度毎に締結することとしており、当該年度限りの発注であれば、本協定を1回締結することになります。なお、同一年度に複数の実施設計をまとめて1本の協定とすることもできなくはありません。

2. 実施設計の委託(標準協定2条関係)

(1) 受託者(JS)が行う業務内容

実施設計について、JSは下水道法及びJS内部規定に基づいて、その委託の範囲内において発注から、設計管理、検査までを実施することとしています。

(2) 会計検査院の検査

JSに委託した実施設計における会計検査院の検査については、委託団体が一般的に受検する都道府県単位での受検と異なり、JSが受検することとなっており、委託団体が他の事業で受ける会計検査とは別の機会に行われます(日本下水道事業団法第47条)。

○日本下水道事業団法(昭和47年法律第41号)(抄)

(会計検査院の検査)

第47条 会計検査院は、必要があると認めるときは、事業団につき、国の補助金が交付される事業を受託して行う業務に係る会計を検査することができる。

(3) 地域特性等を考慮した入札・契約手続きの実施

JSが実施設計を実施するための発注業務等に関する全ての事務は、委託団体とは独立してJSの会計規程等に基づき行われます。なお、発注等の際に委託団体からの要望等がある場合は、協議することとしています。

3. 完了期限(標準協定3条関係)

(1) 適切な期間設定

入札不調対策として、実施設計内容に応じた適切な設計期間の設定が重要です。過度に短い期間

のみならず、内容に関係なく一律年度末に設定する等長すぎる期間は入札不調に繋がります。

このため、状況に応じて実施設計発注前に繰越(翌債)措置及び協定期限の延長等の対応をお願いすることがあります。

(2) 実施設計期間等の協議

実施設計が期限内に完了しないと認められるに至ったときは、その原因及び対応を速やかに委託団体に説明し、協議を行います。その場合は、(ア)完了期限を変更する協定を締結する、(イ)完了期限内に完了させるため、実施設計の内容及び範囲を変更する協定を締結する等の措置が考えられます。

(3) 完了期限を変更する場合の留意点

完了予定が本協定どおりにいかないことがあり得ます。主な原因としては、設計内容の変更、入札の不調・不落による実施設計の遅れ、補助金・交付金の配布状況等が考えられます。完了期限内に完了しないと認められるに至ったときは、本協定第3条第3項の規定により、委託団体とJ Sが協議して、この協定を変更することになります。

4. 事業費（標準協定4条関係）

(1) 事業費の算定及び変更

入札の不調・不落、業務委託契約後の設計内容の変更等により業務委託料が増加することが起こり、実施途中での協定変更への協議を行うことがあります。事象発生の際には速やかに説明を行うこととしています。

なお、実施設計中に図書等の変更が行われ、実施設計に要する事業費が変わった場合、実施途中での協定金額の変更が生じることもあります。

(2) 繰越措置の実施

止むを得ず年度内に完了できない場合、繰越等の適切な措置を執らないと補助金の交付決定取消処分を受けることがあるため、委託団体は、法令に則った適切な措置が必要です。その際は、事前に繰越額に関する説明を行うこととしています。

(3) 事業費を変更したときの予算措置

委託協定の変更に伴い事業費の額を増減させる場合には、委託団体において、それに見合う歳出予算の計上その他の予算措置が必要となります。

5. 事業費の支払（標準協定5条関係）

(1) 事業費の支払方法

事業費の支払いについては、J Sの支払いの原因となる事実が発生した場合、又は発生することが明らかになった場合、費用の請求時期と納期についてその都度、J Sが委託団体に協議した資金計画に基づき、J Sから請求された金額を、前金払の方法により、委託団体がJ Sに支払うものとしています。

① J Sの支払いの原因となる事実

J Sと受注者との(ア)実施設計業務委託契約の締結、(イ)実施設計業務委託契約に基づく受注者からの前金払の請求、(ウ)完成(完了)検査です。これによりJ Sは受注者に対し、(イ)前払金、(ウ)完了払金を支払う必要が生じます。

② 費用の請求時期と納期

J Sの支払の原因となる事実が発生又は発生が明らかになった都度、当該費用に係る資金計画について協議して必要な費用を請求しており、請求日から30日以内に支払をしていただきます。完了検査時の請求については検査日決定後、前年度が繰越となった場合には繰越等完了後、管理諸費の請求については原則として年2回(受注者との契約時期によっては年1回)行います。

③ 前金払

J Sが委託団体に請求するすべての所要金額は「前金払」となります。これは、J Sから受注者への委託代金の円滑な支払に資するものです。

(2) 請求額の算定方法について

請求額は、J S が受注者に支払う業務委託費等の直接費と間接費（＝管理諸費）の合計額となります。直接費は、J S と受注者との契約内容に基づき必要額を算定します。

また、間接費（＝管理諸費）は、管理諸費額の 50%（端数処理によっては 50%以内）を前金払いの請求時期に請求し、残額については完了払い請求時に請求することとしています。ただし、前金払いの請求がない場合は、まとめて請求することとしています。

この管理諸費については、当該実施設計業務が繰越となったとしても、当該事業年度内に支払いいただくことが標準協定第 5 条第 2 号に明記しています。

6. 成果物の引渡し等（標準協定 6 条関係）

(1) 完成認定の実施方法

J S が受注者へ発注した際の検査事務は、第 2 条第 2 項第 3 号に基づき、J S が行いますが、原則として同日付で委託団体への引渡しを申し出ます。委託団体は J S から申し出があったときは、引渡しを受けなければなりません。委託団体が引渡しを受けることにより、仮にその後、建設工事を J S に委託する場合、「指示する設計図書」の内容が実施設計の成果物と同じであっても委託団体からの指示ということとなります。なお、委託団体への引渡しまでは、J S が契約不適合責任請求権を保有することになります。

(2) 契約不適合責任に基づく請求権の行使

委託団体は、J S から引渡しを受けた後は、直接受注者に追完請求等の契約不適合責任に基づく請求権上の権利を行使することとなります。ただし、委託団体では契約不適合の判断が技術的に困難であるなど、委託団体で不具合の修正等を受注者に直接請求することが難しい場合は、J S の PM 部等に必要に応じて相談することも可能です。

7. 著作権の譲渡（標準協定 7 条関係）

(1) J S が成果物を引渡し際、当該成果物が著作権法に規定する著作物に該当する場合も、委託団体に引き渡すことが明記されています。委託団体は著作権を含む成果物の内容を公表する際は、J S の承諾を得てからのみ公表できると規定しており、例えば不特定多数の人を対象とした発信（記者発表、ホームページ等への掲載）をする場合に J S に対して事前承諾をしていただく必要が生じます。

8. 事業費の精算（標準協定 8 条関係）

(1) 事業費の精算時期

事業費の精算は、受託業務精算事務処理要領に基づき、本協定に基づく実施設計の全てが完了した後（事業費の一部を繰り越した場合は、繰り越し完了後）に行われます。すなわち、委託団体から受託業務に係る資金の最終の支払いが終了し、かつ当該受託業務が完了したときは、年度完了精算報告書（公印省略）により、委託団体に対し事業費の精算を行います。

(2) 差額の精算

収納済額（受託収入）が精算額（建設コンサルタントとの実施設計業務委託契約費＋管理諸費）を上回る差額が生じた場合、年度完了精算報告書に基づきその差額分を還付することになります。この場合、本協定第 4 条の事業費を精算金額と同額とする協定変更を行うこととなります。

9. 建設コンサルタントとの業務委託契約等（標準協定 10 条関係）

(1) 業務委託契約に関する概要通知

建設コンサルタントとの間で業務委託契約を締結したときは、業務委託契約に関する概要として業務委託契約概要書（業務委託契約名、契約年月日、業務委託契約期間、受注者名、契約金額等を記載）を理事長名の文書（公印省略）によりメール等で通知します。

(2) 違約金の率

本協定第 10 条第 2 項第 1 号の入札談合があったときの違約金の率については、委託団体の意向を

確認して定めます。なお、委託団体との協議で違約金の率を定めない場合は、同号を削除します。

(3) 遅延利息の率

本協定第10条第2項第2号の契約建設コンサルタントが違約金をJ Sが指定する期間内に支払わない場合の遅延利息の率については、委託団体の意向を確認して定めます。これを受けてJ Sが契約建設コンサルタントと締結する業務委託契約書には、当該実施設計に係る協定で定めた遅延利息率を記載することとしています。

委託団体の要望により、具体的な遅延利息率を定めず「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた遅延利息の率」を定める場合、これを受けた業務委託契約書においては、同法令で定める遅延利息の具体的な率を記載することとしています。

○政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）（抄）

（支払遅延に対する遅延利息の額）

第8条 国が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を下るものであつてはならない。但し、その約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(4) 上乗せの違約金の率

本協定第10条第2項第5号の上乗せの違約金の率については、委託団体の意向を確認して定めます。なお、委託団体との協議で上乗せの違約金の率を定めない場合は、同号を削除します。

10. 秘密保持（標準協定22条関係）

(1) 貸与情報の貸与

J S保持する秘密情報が含まれる場合については、貸与情報に該当するため、委託団体からの貸与依頼に基づき貸与期間を定め第三者への非開示を条件に支社長名の文書（公印省略）を付して貸与します。

5 標準協定文に関する達 計画設計協定

標 準 協 定 7

●年度【地方公共団体の名称】公共下水道にかかる●●計画の策定委託に関する協定

【地方公共団体の名称】(以下「委託者」という。)と日本下水道事業団(以下「受託者」という。)とは、【地方公共団体の名称】●●下水道にかかる●●計画の策定について、以下のとおりこの協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、委託者が、【地方公共団体の名称】公共下水道の整備に関し、事業の一部の施行を受託者に委託することによりその促進を図り、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

(実施設計の委託)

第2条 委託者は、受託者に対し、本●●計画策定に関する業務(以下「本計画策定業務」という。)を委託し、受託者は、本協定、都市計画法(昭和43年法律第100号)、下水道法(昭和33年法律第79号)その他関係法令及び受託者が定める日本下水道事業団会計規程その他の内部規則に従い、本計画策定業務を履行するものとする。

2 受託者が行う本計画策定業務の内容は、以下のとおりとする。

- 一 本●●計画策定の発注
- 二 本●●計画策定の設計管理
- 三 本●●計画策定の検査

3 受託者が行う本計画策定業務の対象及び範囲は、別記のとおりとする。

4 本計画策定業務の内容を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して対応を決定するものとする。

(完成期限)

第3条 本計画策定業務の完了期限は、●年●月●日とする。

2 委託者は、前項の完了期限までに本計画策定業務を完了させるため、必要な予算の計上(本計画策定業務に係る補助金若しくは交付金の獲得又は自己財源の確保を含むが、これらに限られない。)に努めるものとする。

3 第1項の完了期限は、入札の不調又は不落、本計画策定業務委託契約(第10条第1項に定義する。以下同じ。)に定める履行期間の延長等のやむを得ない場合には変更するものとし、かかる場合、委託者と受託者とが協議して変更後の完了期限を定めるものとする。

(事業費)

第4条 本計画策定業務に係る費用(以下「本事業費」という。)は、金**,**,***円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額*,**,**円)とする。なお、本事業費は、本計画策定業務委託契約に基づく業務委託料(以下「本業務委託料」という。)及び受託者が定める受託業務費用負担細則に定める管理諸費(以下「管理諸費」という。)を合計した額とする。

2 設計書の変更、賃金又は物価の変動、入札の不調又は不落、本業務委託料の変更等のやむを得ない場合には、委託者と受託者とが協議して、本事業費又は本計画策定業務の対象又は範囲を変更するものとする。

(事業費の支払)

第5条 委託者は、次の各号に定めるところに従い、受託者による請求の都度、本事業費のうち請求された金額を、前金払の方法により、受託者に支払うものとする。

- 一 受託者は、本事業費の支払の原因となる事実（①本計画策定業務委託契約の締結、②本計画策定業務委託契約に基づく本建設コンサルタント（第10条第1項に定義する。以下同じ。）からの前金払の請求、③完了検査等をいう。）が発生した場合又は発生する見込みが明らかになった場合には、その都度、本業務委託料及び管理諸費に係る資金計画を作成し、委託者と協議してこれを定めるものとする。なお、本計画策定業務委託契約に基づく前金払の金額は、当該計画策定業務委託契約に定める本業務委託料の●%以内に相当する額及び管理諸費を合算した額とする。
- 二 委託者は、前号の資金計画に基づく受託者の請求により、当該請求の日から30日後の日までに所要金額を受託者に支払うものとする。なお、当該年度の管理諸費に係る本計画策定業務が翌年度以降に繰越しとなった場合においても、委託者は、当該管理諸費を当該年度内に受託者に支払うものとする。

（成果物の引渡し）

第6条 受託者は、本計画策定業務の全部又は一部（二以上の本計画策定業務委託契約を締結する場合においては、一つの本計画策定業務契約の対象となる計画策定をいう。）が完了したときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務引渡要領に従い、引継書を委託者に提出するとともに、本計画策定業務に係る成果物（以下「成果物」という。）を委託者に引き渡すものとする。

- 2 委託者は、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

（著作権の譲渡等）

第7条 受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

- 2 委託者は、当該成果物の内容を受託者の承諾がある場合に限り公表することができる。

（事業費の精算）

第8条 受託者は、本計画策定業務が完了したときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務精算事務処理要領に従い、本事業費に係る精算を行うものとする。委託者から受託者に対する納入済額が本事業費を上回る場合には、受託者は無利息でその差額を委託者に返還するものとする。

- 2 委託者は、前項に基づく受託者からの精算報告の結果を確認するものとする。

（報告）

第9条 委託者は、本計画策定業務の履行に関し必要があると認めるときは、受託者に対し、客観的に合理的と認められる範囲かつ方法により、報告を求めることができる。

（建設コンサルタントとの実施設計業務委託契約等）

第10条 受託者は、本計画策定業務に関し、建設コンサルタント業者との間で契約（以下「本計画策定業務委託契約」という。）を締結し、当該建設コンサルタント業者（以下「本建設コンサルタント」という。）に本計画策定業務を実施させるものとする。受託者は、本計画策定業務委託契約を締結したときは、その概要を速やかに委託者に通知するものとする。

- 2 受託者は、本計画策定業務委託契約（但し、随意契約によるものを除く。以下本項において同じ。）において、次の各号に掲げる内容の条項（以下総称して「違約金条項」という。）を定めなければならない。

- 一 本建設コンサルタント（共同企業体にあつては、その構成員をいう。）が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、本建設コンサルタントは、受託者に対し、違約金として、本業務委託料の●%に相当する額を受託者の指定する期間内に支払うこと。

- イ 本計画策定業務委託契約に関し、本建設コンサルタントが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は本建設コンサルタントが構成員となっている事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が本建設コンサルタントに対し、独占禁止法第7条の

2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下同じ。）。

ロ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が本建設コンサルタント又は本建設コンサルタントが構成員となっている事業者団体（以下「本建設コンサルタント等」という。）に対して行われたときは、本建設コンサルタント等に対する命令で確定したものをいい、本建設コンサルタント等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。以下同じ。）において、本計画策定業務委託契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ハ 上記ロに規定する納付命令又は排除措置命令により、本建設コンサルタント等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本計画策定業務委託契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が本建設コンサルタントに対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

ニ 本計画策定業務委託契約に関し、本建設コンサルタント（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

二 本建設コンサルタントが前号の違約金を受託者の指定する期間内に支払わないときは、本建設コンサルタントは、当該期間を経過した日から支払を完了する日までの日数に応じ、遅延利息（年●%の割合で計算した額）を受託者に支払わなければならないこと。

三 本建設コンサルタントは、本計画策定業務委託契約の履行を理由として、第1号に定める違約金の支払を免れることができないこと。

四 受託者は、本建設コンサルタントに通知することにより、受託者に本計画策定業務委託契約に係る事業計画等を委託した地方公共団体等に、第1号に定める違約金及び第2号に定める遅延利息の全部又は一部の請求及び受領に係る一切の権利を譲渡することができること。

五 第1号の規定は、受託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、受託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げるものではないこと。

[注] 委託団体との協議により第1号の違約金の率を予め定めない場合は、第1号中「として、本業務委託料の●%に相当する額」を削り、第2号中「(年●%の割合で計算した額)」を削る。

3 受託者は、違約金条項に基づき本建設コンサルタントに対して違約金の請求を行うことができる事実があることを知ったときは、直ちにその旨を委託者に通知し、委託者と協議して違約金請求権を行使しなければならない。但し、受託者が委託者に対し違約金条項に基づく受託者の権利を譲渡した後は、この限りではない。

4 受託者は、本建設コンサルタントから違約金条項に基づき違約金（第2項第2号に規定する遅延利息を含む。以下同じ。）の支払を受けたときは、直ちに当該違約金を委託者に引き渡さなければならない。

5 受託者は、委託者から請求があった場合には、違約金条項に基づく受託者の権利を委託者に譲渡しなければならない。

（一般的損害）

第11条 成果物の引渡し前に、成果物について生じた損害その他本計画策定業務を行うにつき生じた損害（次条又は第13条第1項に規定する損害及び入札の不調又は不落により生じた損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第12条 本計画策定業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しな

なければならない。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が賠償する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本計画策定業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち本計画策定業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が賠償する。

(不可抗力による損害)

第13条 成果物の引渡し前に、天災等(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象をいい、設計書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で委託者と受託者のいずれの責めにも帰することができないものにより、試験等に供される本計画策定業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

- 2 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。

(委託者の催告による解除権)

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本協定を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 正当な理由なく、完了期限内に本計画策定業務を完了しないとき又は完了期限経過後相当の期間内に本計画策定業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、本協定に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第15条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解除することができる。

- 一 成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 二 受託者が本計画策定業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本協定を締結した目的を達することができないとき。
- 四 成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本協定を締結した目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても本協定を締結した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 六 第17条の規定によらないで本協定の解除を申し出たとき。
- 七 本計画策定業務委託契約の締結に当たり、本建設コンサルタント(共同企業体にあつては、その構成員をいう。)がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- イ 役員等(本建設コンサルタントが個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、本建設コンサルタントが法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)であると認められるとき。

- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 八 受託者が、前号イからホまでのいずれかに該当する者を本計画策定業務委託契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 16 条 第 14 条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前 2 条の規定による本協定の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第 17 条 受託者は、委託者が本協定に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本協定を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 18 条 前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前条の規定による本協定の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第 19 条 委託者は、本協定が本計画策定業務の完了前に解除された場合においては、既履行部分を完了認定の上、当該完了認定に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する本事業費を受託者に支払わなければならない。この場合における引渡しの手続については、第 6 条の規定を準用する。

- 2 前項の場合において、第 5 条の規定による前金払があったときは、当該前金払の金額を同項前段の既履行部分に相応する本事業費から控除する。この場合において、受領済みの前金払の金額になお余剰があるときは、受託者は、その余剰額を委託者に返還しなければならない。

（委託者の損害賠償請求等）

第 20 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 正当な理由なく、完了期限内に本計画策定業務を完了することができないとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項各号に定める場合が本協定及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。
- 3 第 1 項第 1 号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、本事業費から既履行部分に相応する本事業費を控除した額につき、遅延日数に応じ、年●%の割合で計算した額とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第 21 条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。但し、当該各号に定める場合が本協定及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第 17 条の規定により本協定が解除されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 本協定に基づく本事業費の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年●%の割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(秘密保持)

第 22 条 委託者及び受託者は、本協定の履行に関して知り得た情報（但し、開示を受けた時点で既に秘密保持義務を負うことなく保有していた情報、開示を受けた時点で既に公知となっていた情報、開示を受けた後に自己の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報及び相手方から開示された情報によることなく独自に開示した情報を除く。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示してはならず、また、本協定の目的以外のために使用しないものとする。但し、自己の役職員、弁護士、会計士、税理士等の専門家又は本協定の履行に際して開示が合理的に必要とされる者に対し、合理的に必要な範囲で開示する場合及び法令又は行政官庁若しくは裁判所の命令に基づき、合理的に必要な範囲で開示する場合を除く。

2 委託者及び受託者は、本計画策定業務の履行に関して受託者が委託者に対して提供する情報のうち、受託者が貸与情報として指定するものが、受託者が委託者に対し貸与するものであることを確認する。委託者は、受託者が定める貸与期間終了後速やかに、受託者に当該貸与情報を返還するものとする。

(端数計算)

第 23 条 金銭の計算において、1 円未満の端数があるときは、その端数については、切り捨てるものとする。

(協定の変更)

第 24 条 本協定に規定する事項を変更する場合には、委託者と受託者との間で変更協定を締結するものとする。

(有効期間)

第 25 条 本協定は、第 8 条に基づく精算が完了する日（但し、本協定が解除された場合には、当該解除の日）まで効力を有する。

2 前項の規定にかかわらず、第 10 条第 3 項及び第 4 項、第 20 条から第 22 条まで、本条及び次条の規定は、引き続き効力を有する。

(協議事項)

第 26 条 本協定に定めのない事項については、法令及び本協定の趣旨に従い、委託者と受託者とが誠実に協議して定める。本協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

____年____月____日

委託者 【住所】
【地方公共団体の名称】
【役職】 【氏名】(印)

受託者 【住所】
日本下水道事業団
理事長 【氏名】(印)

(別記)

記載例 (事業計画の場合)

本計画策定業務の対象及び範囲

1 事業計画

面積

_____ヘクタール

5-2 委託協定補足説明事項書 計画設計協定用

標準協定7 計画設計委託協定前補足説明事項書

この「計画設計委託協定前補足説明事項書」には、協定締結に際して特にご確認いただきたい事項を記載しております。「標準協定7(計画設計標準協定)」とあわせて内容をご確認ください。

なお、本事項書に定めるもので日本下水道事業団法に基づいて行う行為については、日本下水道事業団(以下「JS」という。)が責任をもって対応しますが、他法令に基づいて行う行為については、委託団体において関係法令(補助金適正化法等)等に則り適切に対応願います。

1. 委託協定の基本的な考え方

(1) 委託協定に関する主な性格

JSと地方公共団体の間で締結する委託協定は、委任契約に該当するものと考えます。

委任契約とは「事務の処理を委託する契約」であると解されており(コンメンタール民法)、実施設計の施行等は「事務の処理」に当たり、委託団体からJSに委託された計画設計等について善良なる管理者の注意(善管注意義務)をもって、誠実に履行する義務を負うものと解しています。ただ下水道施設の計画設計に関し成果物を完了させ引き渡すことではなく、誠実に事務を処理することそのものに義務を負うものであることに留意してください。

また委託協定は、JSの業務が下水道管理者としての地方公共団体の業務の代行・支援であることから、強い信頼関係を前提とした委任契約の性格・内容を基本とし公的団体の間での基本的事項を取り決めており、委託団体とJSは対等な立場で締結することとしています。

(2) 計画設計協定(複数の計画設計がある場合も含む)の協定締結方法

計画設計(基本構想、事業計画、浸水対策計画及び各種下水道計画を指し、技術的援助に分類されるものを除く。以下同じ。)協定は、計画設計を発注する年度毎に締結することとしており、当該年度限りの発注であれば、本協定を1回締結することになります。なお、同一年度に複数の計画設計をまとめて1本の協定とすることもできなくはありません。

2. 計画設計の委託(標準協定2条関係)

(1) 受託者(JS)が行う業務内容

計画設計について、JSは都市計画法、下水道法及びJS内部規定に基づいて、その委託の範囲内において発注から、設計管理、検査までを実施することとしています。

(2) 会計検査院の検査

JSに委託した計画設計における会計検査院の検査については、委託団体が一般的に受検する都道府県単位での受検と異なり、JSが受検することとなっており、委託団体が他の事業で受ける会計検査とは別の機会に行われます(日本下水道事業団法第47条)。

○日本下水道事業団法(昭和47年法律第41号)(抄)
(会計検査院の検査)

第47条 会計検査院は、必要があると認めるときは、事業団につき、国の補助金が交付される事業を受託して行う業務に係る会計を検査することができる。

(3) 地域特性等を考慮した入札・契約手続きの実施

JSが計画設計を実施するための発注業務等に関する全ての事務は、委託団体とは独立してJSの会計規程等に基づき行われます。なお、発注等に際し委託団体からの要望等がある場合は、協議することとしています。

3. 完了期限(標準協定3条関係)

(1) 適切な期間設定

入札不調対策として、計画設計内容に応じた適切な設計期間の設定が重要です。過度に短い期間のみならず、内容に関係なく一律年度末に設定する等長すぎる期間は入札不調に繋がります。このため、状況に応じて計画設計発注前に繰越(翌債)措置及び協定期限の延長等の対応をお願いすることがあります。

(2) 計画設計が完成期限内に完成しないと認められるに至ったときは、その原因及び対応を速やかに委託団体に説明し、協議を行います。その場合は、(ア)完了期限を変更する協定を締結する、(イ)完了期限内に完了させるため、計画設計の内容及び範囲を変更する協定を締結する等の措置が考えられます。

(3) 完了期限を変更する場合の留意点

完了予定が本協定どおりにいかないことがあります。主な原因としては、設計内容の変更、入札の不調・不落による計画設計の遅れ、補助金・交付金の配布状況等が考えられます。完了期限内に完了しないと認められるに至ったときは、本協定第3条第3項の規定により、委託団体とJ Sが協議して、この協定を変更することになります。

4. 事業費（標準協定4条関係）

(1) 事業費の算定及び変更

入札の不調・不落、業務委託契約後の設計内容の変更等により業務委託料が増加することが起こり、実施途中での協定変更への協議を行うことがあります。事象発生の際には速やかに説明を行うこととしています。

なお、計画設計中に図書等の変更が行われ、計画設計に要する事業費が変わった場合、実施途中での協定金額の変更が生じることもあります。

(2) 繰越措置の実施

止むを得ず年度内に完了できない場合、繰越等の適切な措置を執らないと補助金の交付決定取消処分を受けることがあるため、委託団体は、法令に則った適切な措置が必要です。その際は、事前に繰越額に関する説明を行うこととしています。

(3) 事業費を変更したときの予算措置

委託協定の変更に伴い事業費の額を増減させる場合には、委託団体において、それに見合う歳出予算の計上その他の予算措置が必要となります。

5. 事業費の支払（標準協定5条関係）

(1) 事業費の支払方法

事業費の支払いについては、J Sの支払いの原因となる事実が発生した場合、又は発生することが明らかになった場合、費用の請求時期と納期についてその都度、J Sが委託団体に協議した資金計画に基づき、J Sから請求された金額を、前金払の方法により、委託団体がJ Sに支払うものとしています。

① J Sの支払いの原因となる事実

J Sと受注者との(ア)計画設計業務委託契約の締結、(イ)計画設計業務委託契約に基づく建設コンサルタント業者からの前金払の請求、(ウ)完成(完了)検査です。これによりJ Sは受注者に対し、(イ)前払金、(ウ)完了払金を支払う必要が生じます。

② 費用の請求時期と納期

J Sの支払の原因となる事実が発生又は発生が明らかになった都度、当該費用に係る資金計画について協議して必要な費用を請求しており、請求日から30日以内に支払をしていただきます。完了検査時の請求については検査日決定後、前年度が繰越となった場合には繰越等完了後、管理諸費の請求については原則として年2回(受注者との契約時期によっては年1回)行います。

③ 前金払

J Sが委託団体に請求するすべての所要金額は「前金払」となります。これは、J Sから受注者への委託代金の円滑な支払に資するものです。

(2) 請求額の算定方法について

請求額は、J S が受注者に支払う業務委託費等の直接費と間接費（＝管理諸費）の合計額となります。直接費は、J S と受注者との契約内容に基づき必要額を算定します。

また、間接費（＝管理諸費）は、管理諸費額の 50%（端数処理によっては 50%以内）以内を前金払いの請求時期に請求し、残額については完了払い請求時に請求することとしています。ただし、前金払いの請求がない場合は、まとめて請求することとしています。

この管理諸費については、当該計画設計業務が繰越となったとしても、当該事業年度内に支払いいただくことが標準協定第 5 条第 2 号に明記しています。

6. 成果物の引渡し等（標準協定 6 条関係）

(1) 完成認定の実施方法

J S が受注者へ発注した際の検査事務は、第 2 条第 2 項第 3 号に基づき、J S が行いますが、原則として同日付で委託団体への引渡しを申し出ます。委託団体は J S から申し出があったときは、引渡しを受けなければなりません。なお、委託団体への引渡しまでは、J S が契約不適合責任請求権を保有することになります。

(2) 契約不適合責任に基づく請求権の行使

委託団体は、J S から引渡しを受けた後は、直接受注者に追完請求等の契約不適合責任に基づく請求権上の権利を行使することとなります。ただし、委託団体では契約不適合の判断が技術的に困難であるなど、委託団体で不具合の修正等を受注者に直接請求することが難しい場合は、J S の設計部等に必要に応じて相談することも可能です。

7. 著作権の譲渡（標準協定 7 条関係）

(1) J S が成果物を引渡す際、当該成果物が著作権法に規定する著作物に該当する場合も、委託団体に引き渡すことが明記されています。委託団体は著作権を含む成果物の内容を公表する際は、J S の承諾を得てからのみ公表できると規定しており、例えば不特定多数の人を対象とした発信（記者発表、ホームページ等への掲載）をする場合に J S に対して事前承諾をしていただく必要が生じます。

8. 事業費の精算（標準協定 8 条関係）

(1) 事業費の精算時期

事業費の精算は、受託業務精算事務処理要領に基づき、本協定に基づく計画設計の全てが完了した後、事業費の一部を繰り越した場合は、繰り越し完了後に行われます。すなわち、委託団体から受託業務に係る資金の最終の支払いが終了し、かつ当該受託業務が完了したときは、年度完了精算報告書（公印省略）により、委託団体に対し事業費の精算を行います。

(2) 差額の精算

収納済額（受託収入）が精算額（建設コンサルタントとの計画設計業務委託契約費＋管理諸費）を上回る差額が生じた場合、年度完了精算報告書に基づきその差額分を還付することになります。

この場合、本協定第 4 条の事業費を精算金額と同額とする協定変更を行うこととなります。

9. 建設コンサルタントとの業務委託契約等（標準協定 10 条関係）

(1) 業務委託契約に関する概要通知

建設コンサルタントとの間で業務委託契約を締結したときは、業務委託契約に関する概要として業務委託契約概要書（業務委託契約名、契約年月日、業務委託契約期間、受注者名、契約金額等を記載）を理事長名の文書（公印省略）によりメール等で通知します。

(2) 違約金の率

本協定第 10 条第 2 項第 1 号の入札談合があったときの違約金の率については、委託団体の意向を確認して定めます。なお、委託団体との協議で違約金の率を定めない場合は、同号を削除します。

(3) 遅延利息の率

本協定第 10 条第 2 項第 2 号の契約建設コンサルタントが違約金を J S が指定する期間内に支払わ

ない場合の遅延利息の率については、委託団体の意向を確認して定めます。これを受けてJ Sが契約建設コンサルタントと締結する業務委託契約書には、当該計画設計に係る協定で定めた遅延利息率を記載することとしています。

委託団体の要望により、具体的な遅延利息率を定めず「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた遅延利息の率」を定める場合、これを受けた業務委託契約書においては、同法令で定める遅延利息の具体的な率を記載することとしています。

○政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）（抄）

（支払遅延に対する遅延利息の額）

第8条 国が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を下るものであつてはならない。但し、その約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(4) 上乗せの違約金の率

本協定第10条第2項第5号の上乗せの違約金の率については、委託団体の意向を確認して定めます。なお、委託団体との協議で上乗せの違約金の率を定めない場合は、同号を削除します。

10. 秘密保持（標準協定22条関係）

(1) 貸与情報の貸与

J S保持する秘密情報が含まれる場合については、貸与情報に該当するため、委託団体からの貸与依頼に基づき貸与期間を定め第三者への非開示を条件に支社長名の文書（公印省略）を付して貸与します。

6 標準協定文に関する達 技術的援助協定

標 準 協 定 9

●年度【地方公共団体の名称】公共下水道●●計画の作成委託に関する技術的援助協定

【地方公共団体の名称】（以下「委託者」という。）と日本下水道事業団（以下「受託者」という。）とは、●●計画の作成委託に関する技術的援助（以下「本技術的援助」という。）について、以下のとおりこの協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、委託者が、【地方公共団体の名称】公共下水道に関し、各種の計画策定支援等の●●計画業務を受託者に委託することによりその促進を図り、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（●●計画業務の委託）

第2条 委託者は、受託者に対し、●●計画に関する業務（以下「本技術的援助業務」という。）を委託し、受託者は、本協定、下水道法（昭和33年法律第79号）第5条の事業計画に定めるべき事項及び受託者が定める日本下水道事業団会計規程その他の内部規則に従い、本技術的援助業務を履行するものとする。

[注] 流域下水道の場合は、「第5条」を「第25条の24」とし、都市下水路の場合は、「下水道法（昭和33年法律第79号）第5条」を「都市計画法（昭和43年法律第100号）第60条第2号」とする。

2 受託者が行う本技術的援助業務の内容は、以下のとおりとする。

- 一 本技術的援助の発注
- 二 本技術的援助の●●計画策定管理
- 三 本技術的援助の検査

3 受託者が行う本技術的援助業務の対象及び範囲は、別記のとおりとする。

4 本技術的援助業務の内容等を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して対応を決定するものとする。

（完成期限）

第3条 本技術的援助業務の完了期限は、●年●月●日とする。

2 委託者は、前項の完了期限までに本技術的援助業務を完了させるため、必要な予算の計上（本技術的援助に係る補助金若しくは交付金の獲得又は自己財源の確保を含むが、これらに限られない。）に努めるものとする。

3 第1項の完了期限は、計画内容等の変更、入札の不調又は不落、本技術的援助業務委託契約（第10条1項に定義する。以下同じ。）に定める履行期間の延長等のやむを得ない場合には変更するものとし、かかる場合、委託者と受託者とが協議して変更後の完了期限を定めるものとする。

（事業費）

第4条 本技術的援助業務に係る費用（以下「本事業費」という。）は、金**、***、***円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額*、***、***円）とする。なお、本事業費は、本技術的援助業務委託契約に基づく業務委託料（以下「本業務委託料」という。）及び受託者が定める受託業務費用負担細則に定める管理諸費（以下「管理諸費」という。）を合計した額とする。

2 計画内容等の変更、賃金又は物価の変動、入札の不調又は不落、本業務委託料の変更等のやむを得ない場合には、委託者と受託者とが協議して、本事業費又は本技術的援助業務の対象又は範囲を変更するものとする。

（事業費の支払）

第5条 委託者は、次の各号に定めるところに従い、受託者による請求の都度、本事業費のうち請求された金額を、前金払の方法により、受託者に支払うものとする。

- 一 受託者は、本事業費の支払の原因となる事実（①本技術的援助業務委託契約の締結、②本技術的援助業務委託契約に基づく本建設コンサルタント（第10条第1項に定義する。以下同じ。）からの前金払の請求、③完了検査等をいう。）が発生した場合又は発生する見込みが明らかになった場合には、その都度、本業務委託料及び管理諸費に係る資金計画を作成し、委託者と協議してこれを定めるものとする。なお、本技術的援助業務委託契約に基づく前金払の金額は、当該技術的援助業務委託契約に定める本業務委託料の●%以内に相当する額及び管理諸費を合算した額とする。
- 二 委託者は、前号の資金計画に基づく受託者の請求により、当該請求の日から30日後の日までに所要金額を受託者に支払うものとする。なお、当該年度の管理諸費に係る本技術的援助業務が翌年度以降に繰越しとなった場合においても、委託者は、当該管理諸費を当該年度内に受託者に支払うものとする

（成果物の引渡し）

第6条 受託者は、本技術的援助業務の全部又は一部（二以上の本技術的援助業務委託契約を締結する場合においては、一つの本技術的援助業務委託契約の対象となる技術的援助業務をいう。）が完了したときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務引渡要領に従い、引継書を委託者に提出するとともに、本技術的援助業務委託契約に係る成果物（以下「成果物」という。）を委託者に引き渡すものとする。

- 2 委託者は、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

（著作権の譲渡等）

第7条 受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

- 2 委託者は、当該成果物の内容を受託者の承諾がある場合に限り公表することができる。

（事業費の精算）

第8条 受託者は、本技術的援助業務が完了したときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務精算事務処理要領に従い、本事業費に係る精算を行うものとする。委託者から受託者に対する納入済額が本事業費を上回る場合には、受託者は無利息でその差額を委託者に返還するものとする。

- 2 委託者は、前項に基づく受託者からの精算報告の結果を確認するものとする。

（報告）

第9条 委託者は、本技術的援助業務の履行に関し必要があると認めるときは、受託者に対し、客観的に合理的と認められる範囲かつ方法により、報告を求めることができる。

（建設コンサルタントとの技術的援助業務委託契約等）

第10条 受託者は、本技術的援助業務に関し、建設コンサルタント業者との間で契約（以下「本技術的援助業務委託契約」という。）を締結し、当該建設コンサルタント業者（以下「本建設コンサルタント」という。）に本技術的援助業務を実施させるものとする。受託者は、本技術的援助業務委託契約を締結したときは、その概要を速やかに委託者に通知するものとする。

- 2 受託者は、本技術的援助業務委託契約（但し、随意契約によるものを除く。以下本項において同じ。）において、次の各号に掲げる内容の条項（以下総称して「違約金条項」という。）を定めなければならない。

- 一 本建設コンサルタント（共同企業体にあつては、その構成員をいう。）が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、本建設コンサルタントは、受託者に対し、違約金として、本業務委託料の●%に相当する額を受託者の指定する期間内に支払うこと。

- イ 本技術的援助業務委託契約に関し、本建設コンサルタントが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は本建設コンサルタントが構成員となっている事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が本建設コンサルタントに対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下同じ。）。
- ロ 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が本建設コンサルタント又は本建設コンサルタントが構成員となっている事業者団体（以下「本建設コンサルタント等」という。）に対して行われたときは、本建設コンサルタント等に対する命令で確定したものをいい、本建設コンサルタント等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。以下同じ。）において、本技術的援助業務委託契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- ハ 上記ロに規定する納付命令又は排除措置命令により、本建設コンサルタント等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本技術的援助業務委託契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が本建設コンサルタントに対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- ニ 本技術的援助業務委託契約に関し、本建設コンサルタント（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 二 本建設コンサルタントが前号の違約金を受託者の指定する期間内に支払わないときは、本建設コンサルタントは、当該期間を経過した日から支払を完了する日までの日数に応じ、遅延利息（年●%の割合で計算した額）を受託者に支払わなければならないこと。
- 三 本建設コンサルタントは、本技術的援助業務委託契約の履行を理由として、第 1 号に定める違約金の支払を免れることができないこと。
- 四 受託者は、本建設コンサルタントに通知することにより、委託者に、第 1 号に定める違約金及び第 2 号に定める遅延利息の全部又は一部の請求及び受領に係る一切の権利を譲渡することができること。
- 五 第 1 号の規定は、受託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、受託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げるものではないこと。
- [注] 委託団体との協議により第 1 号の違約金の率を予め定めない場合は、第 1 号中「として、本業務委託料の●%に相当する額」を削り、第 2 号中「(年●%の割合で計算した額)」を削る。
- 3 受託者は、違約金条項に基づき本建設コンサルタントに対して違約金の請求を行うことができる事実があることを知ったときは、直ちにその旨を委託者に通知し、委託者と協議して違約金請求権を行使しなければならない。但し、受託者が委託者に対し違約金条項に基づく受託者の権利を譲渡した後は、この限りではない。
- 4 受託者は、本建設コンサルタントから違約金条項に基づき違約金（第 2 項第 2 号に規定する遅延利息を含む。以下同じ。）の支払を受けたときは、直ちに当該違約金を委託者に引き渡さなければならない。
- 5 受託者は、委託者から請求があった場合には、違約金条項に基づく受託者の権利を委託者に譲渡しなければならない。

(一般的損害)

第 11 条 成果物の引渡し前に、成果物について生じた損害その他本技術的援助業務を行うにつき生じた損害（次条又は第 13 条第 1 項に規定する損害及び入札の不調又は不落により生じた損害を除く。）

については、受託者がその費用を負担する。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第12条 本技術的援助業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が賠償する。

2 前項の規定にかかわらず、本技術的援助業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち本技術的援助業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が賠償する。

(不可抗力による損害)

第13条 成果物の引渡し前に、天災等(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象をいい、計画内容等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で委託者と受託者のいずれの責めにも帰することができないものにより、試験等に供される本技術的援助業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

2 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。

(委託者の催告による解除権)

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本協定を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 正当な理由なく、完了期限内に本技術的援助業務を完了しないとき又は完了期限経過後相当の期間内に本技術的援助業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、本協定に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第15条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解除することができる。

- 一 成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 二 受託者が本技術的援助業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本協定を締結した目的を達することができないとき。
- 四 成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本協定を締結した目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても本協定を締結した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 六 第17条の規定によらないで本協定の解除を申し出たとき。
- 七 本技術的援助業務委託契約の締結に当たり、本建設コンサルタント(共同企業体にあつては、その構成員をいう。)がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- イ 役員等(本建設コンサルタントが個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、本建設コンサルタントが法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をい

う。以下この条において同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)であると認められるとき。

- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 八 受託者が、前号イからホまでのいずれかに該当する者を本技術的援助業務委託契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 第14条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による本協定の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第17条 受託者は、委託者が本協定に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本協定を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前条の規定による本協定の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第19条 委託者は、本協定が本技術的援助業務の完了前に解除された場合においては、既履行部分を完了認定の上、当該完了認定に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する本事業費を受託者に支払わなければならない。この場合における引渡しの手続については、第6条の規定を準用する。

- 2 前項の場合において、第5条の規定による前金払があったときは、当該前金払の金額を同項前段の既履行部分に相応する本事業費から控除する。この場合において、受領済みの前金払の金額になお余剰があるときは、受託者は、その余剰額を委託者に返還しなければならない。

(委託者の損害賠償請求等)

第20条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 正当な理由なく、完了期限内に本技術的援助業務を完了することができないとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項各号に定める場合が本協定及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。
- 3 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、本事業費から既履行部分に相応する本事業費を控除した額につき、遅延日数に応じ、年●%の割合で計算した額とする。

(受託者の損害賠償請求等)

第21条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。但し、当該各号に定める場合が本協定及び取引上の社会通念に照らして委

託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第 17 条の規定により本協定が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 本協定に基づく本事業費の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年●%の割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(秘密保持)

第 22 条 委託者及び受託者は、本協定の履行に関して知り得た情報（但し、開示を受けた時点で既に秘密保持義務を負うことなく保有していた情報、開示を受けた時点で既に公知となっていた情報、開示を受けた後に自己の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報及び相手方から開示された情報によることなく独自に開発した情報を除く。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示してはならず、また、本協定の目的以外のために使用しないものとする。但し、自己の役職員、弁護士、会計士、税理士等の専門家又は本協定の履行に際して開示が合理的に必要とされる者に対し、合理的に必要な範囲で開示する場合及び法令又は行政官庁若しくは裁判所の命令に基づき、合理的に必要な範囲で開示する場合を除く。

2 委託者及び受託者は、本技術的援助業務の履行に関して受託者が委託者に対して提供する情報のうち、受託者が貸与情報として指定するものが、受託者が委託者に対し貸与するものであることを確認する。委託者は、受託者が定める貸与期間終了後速やかに、受託者に当該貸与情報を返還するものとする。

(端数計算)

第 23 条 金銭の計算において、1 円未満の端数があるときは、その端数については、切り捨てるものとする。

(協定の変更)

第 24 条 本協定に規定する事項を変更する場合には、委託者と受託者との間で変更協定を締結するものとする。

(有効期間)

第 25 条 本協定は、第 8 条に基づく精算が完了する日（但し、本協定が解除された場合には、当該解除の日）まで効力を有する。

2 前項の規定にかかわらず、第 10 条第 3 項及び第 4 項、第 20 条から第 22 条まで、本条及び次条の規定は、引き続き効力を有する。

(協議事項)

第 26 条 本協定に定めのない事項については、法令及び本協定の趣旨に従い、委託者と受託者とが誠実に協議して定める。本協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

____年____月____日

委託者 【住所】

【地方公共団体の名称】

【役職】 【氏名】 (印)

受託者 【住所】
日本下水道事業団
理事長 【氏名】 (印)

(別記)
記載例

本技術的援助業務の対象及び範囲

1 本技術的援助業務の対象

(1) 終末処理場、ポンプ場、管渠等

名 称

位 置 【所在地】

2 本技術的援助業務の範囲

●●計画(調査)

●●計画(計画策定)

6-2 委託協定補足説明事項書 業務委託を伴う技術的援助協定用

標準協定 9 技術的援助委託協定前補足説明事項書

この「技術的援助委託協定前補足説明事項書」には、協定締結に際して特にご確認いただきたい事項を記載しております。「標準協定 9 (技術的援助標準協定)」とあわせて内容をご確認ください。

なお、本事項書に定めるもので日本下水道事業団法に基づいて行う行為については、日本下水道事業団（以下「J S」という。）が責任をもって対応しますが、他法令に基づいて行う行為については、委託団体において関係法令（補助金適正化法等）等に則り適切に対応願います。

1. 委託協定の基本的な考え方

(1) 委託協定に関する主な性格

J S と地方公共団体の間で締結する委託協定は、委任契約に該当するものと考えます。

委任契約とは「事務の処理を委託する契約」であると解されており（コンメンタール民法）、技術的援助の施行等は「事務の処理」に当たり、委託団体から J S に委託された技術的援助等について善良なる管理者の注意（善管注意義務）をもって、誠実に履行する義務を負うものと解しています。ただ下水道施設の技術的援助に関し成果物を完了させ引き渡すことではなく、誠実に事務を処理することそのものに義務を負うものであることに留意してください。

また委託協定は、J S の業務が下水道管理者としての地方公共団体の業務の代行・支援であることから、強い信頼関係を前提とした委任契約の性格・内容を基本とし公的団体の間での基本的事項を取り決めており、委託団体と J S は対等な立場で締結することとしています。

(2) 技術的援助協定の協定締結方法

技術的援助協定は、技術的援助を発注する年度毎に締結することとしており、当該年度限りの発注であれば、本協定を 1 回締結することになります。なお、同一年度に複数の業務委託を伴う技術的援助をまとめて 1 本の協定とすることもできなくはありません。

2. 技術的援助の委託（標準協定 2 条関係）

(1) 受託者（J S）が行う業務内容

技術的援助について、J S は下水道法及び J S 内部規定に基づいて、その委託の範囲内において発注から、設計管理、検査までを実施することとしています。

(2) 会計検査院の検査

J S に委託した技術的援助における会計検査院の検査については、委託団体が一般的に受検する都道府県単位での受検と異なり、J S が受検することとなっており、委託団体が他の事業で受ける会計検査とは別の機会に行われます（日本下水道事業団法第 47 条）。

○日本下水道事業団法（昭和 47 年法律第 41 号）（抄）
（会計検査院の検査）

第 47 条 会計検査院は、必要があると認めるときは、事業団につき、国の補助金が交付される事業を受託して行う業務に係る会計を検査することができる。

(3) 地域特性等を考慮した入札・契約手続きの実施

J S が技術的援助を実施するための発注業務等に関する全ての事務は、委託団体とは独立して J S の会計規程等に基づき行われます。なお、発注等に際し委託団体からの要望等がある場合は、協議することとしています。

3. 完了期限（標準協定 3 条関係）

(1) 適切な期間設定

入札不調対策として、技術的援助内容に応じた適切な設計期間の設定が重要です。過度に短い期間のみならず、内容に関係なく一律年度末に設定する等長すぎる期間は入札不調に繋がります。

このため、状況に応じて技術的援助発注前に繰越(翌債)措置及び協定期限の延長等の対応をお願いすることがあります。

入札不調対策として、計画設計内容に応じた適切な設計期間の設定が重要です。過度に短い期間のみならず、内容に関係なく一律年度末に設定する等長すぎる期間は入札不調に繋がります。このため、状況に応じて計画設計発注前に繰越(翌債)措置及び協定期限の延長等の対応をお願いすることがあります。

- (2) 技術的援助が期限内に完了しないと認められるに至ったときは、その原因及び対応を速やかに委託団体に説明し、協議を行います。その場合は、(ア)完了期限を変更する協定を締結する、(イ)完了期限内に完了させるため、技術的援助の内容及び範囲を変更する協定を締結する等の措置が考えられます。

- (3) 完了期限を変更する場合の留意点

完了予定が本協定どおりにいかないことがあり得ます。主な原因としては、設計内容の変更、入札の不調・不落による技術的援助の遅れ、補助金・交付金の配布状況等が考えられます。完了期限内に完了しないと認められるに至ったときは、本協定第3条第3項の規定により、委託団体とJ Sが協議して、この協定を変更することになります。

4. 事業費（標準協定4条関係）

- (1) 事業費の算定及び変更

入札の不調・不落、業務委託契約後の設計内容の変更等により業務委託料が増加することが起こり、実施途中での協定変更への協議を行うことがあります。事象発生の際には速やかに説明を行うこととしています。

なお、技術的援助中に図書等の変更が行われ、技術的援助に要する事業費が変わった場合、実施途中での協定金額の変更が生じることもあります。

- (2) 繰越措置の実施

止むを得ず年度内に完了できない場合、繰越等の適切な措置を執らないと補助金の交付決定取消処分を受けることがあるため、委託団体は、法令に則った適切な措置が必要です。その際は、事前に繰越額に関する説明を行うこととしています。

- (3) 事業費を変更したときの予算措置

委託協定の変更に伴い事業費の額を増減させる場合には、委託団体において、それに見合う歳出予算の計上その他の予算措置が必要となります。

5. 事業費の支払（標準協定5条関係）

- (1) 事業費の支払方法

事業費の支払いについては、J Sの支払いの原因となる事実が発生した場合、又は発生することが明らかになった場合、費用の請求時期と納期についてその都度、J Sが委託団体に協議した資金計画に基づき、J Sから請求された金額を、前金払の方法により、委託団体がJ Sに支払うものとしています。

- ① J Sの支払いの原因となる事実

J Sと受注者との(ア)技術的援助業務委託契約の締結、(イ)技術的援助業務委託契約に基づく受注者からの前金払の請求、(ウ)完成(完了)検査です。これによりJ Sは受注者に対し、(イ)前払金、(ウ)完了払金を支払う必要が生じます。

- ② 費用の請求時期と納期

J Sの支払の原因となる事実が発生又は発生が明らかになった都度、当該費用に係る資金計画について協議して必要な費用を請求しており、請求日から30日以内に支払をしていただきます。

完了検査時の請求については検査日決定後、前年度が繰越となった場合には繰越等完了後、管理諸費の請求については原則として年2回（受注者との契約時期によっては年1回）行います。

③ 前金払

J Sが委託団体に請求するすべての所要金額は「前金払」となります。これは、J Sから受注者への委託代金の円滑な支払に資するものです。

(2) 請求額の算定方法について

請求額は、J Sが受注者に支払う業務委託費等の直接費と間接費（＝管理諸費）の合計額となります。直接費は、J Sと受注者との契約内容に基づき必要額を算定します。

また、間接費（＝管理諸費）は、管理諸費額の50%（端数処理によっては50%以内）を前金払いの請求時期に請求し、残額については完了払い請求時に請求することとしています。ただし、前金払いの請求がない場合は、まとめて請求することとしています。

この管理諸費については、当該技術的援助業務が繰越となったとしても、当該事業年度内に支払いただくことが標準協定第5条第2号に明記しています。

6. 成果物の引渡し等（標準協定6条関係）

(1) 完成認定の実施方法

J Sが受注者へ発注した際の検査事務は、第2条第2項第3号に基づき、J Sが行いますが、原則として同日付で委託団体への引渡しを申し出ます。委託団体はJ Sから申し出があったときは、引渡しを受けなければなりません。委託団体が引渡しを受けることにより、なお、委託団体への引渡しまでは、J Sが契約不適合責任請求権を保有することになります。

(2) 契約不適合責任に基づく請求権の行使

委託団体は、J Sから引渡しを受けた後は、直接受注者に追完請求等の契約不適合責任に基づく請求権上の権利を行使することとなります。ただし、委託団体では契約不適合の判断が技術的に困難であるなど、委託団体で不具合の修正等を受注者に直接請求することが難しい場合は、J Sの設計部等に必要に応じて相談することも可能です。

7. 著作権の譲渡（標準協定7条関係）

(1) J Sが成果物を引渡す際、当該成果物が著作権法に規定する著作物に該当する場合も、委託団体に引き渡すことが明記されています。委託団体は著作権を含む成果物の内容を公表する際は、J Sの承諾を得てからのみ公表できると規定しており、例えば不特定多数の人を対象とした発信（記者発表、ホームページ等への掲載）をする場合にJ Sに対して事前承諾をいただく必要が生じます。

8. 事業費の精算（標準協定8条関係）

(1) 事業費の精算時期

事業費の精算は、受託業務精算事務処理要領に基づき、本協定に基づく技術的援助の全てが完了した後（事業費の一部を繰り越した場合は、繰り越し完了後）に行われます。すなわち、委託団体から受託業務に係る資金の最終の支払いが終了し、かつ当該受託業務が完了したときは、年度完了精算報告書（公印省略）により、委託団体に対し事業費の精算を行います。

(2) 差額の精算

収納済額（受託収入）が精算額（建設コンサルタントとの計画設計業務委託契約費＋管理諸費）を上回る差額が生じた場合、年度完了精算報告書に基づきその差額分を還付することになります。この場合、本協定第4条の事業費を精算金額と同額とする協定変更を行うこととなります。

9. 建設コンサルタントとの業務委託契約等（標準協定10条関係）

(1) 業務委託契約に関する概要通知

建設コンサルタントとの間で業務委託契約を締結したときは、業務委託契約に関する概要として業務委託契約概要書（業務委託契約名、契約年月日、業務委託契約期間、受注者名、契約金額等を記載）を理事長名の文書（公印省略）によりメール等で通知します。

(2) 違約金の率

本協定第10条第2項第1号の入札談合があったときの違約金の率については、委託団体の意向を確認して定めます。なお、委託団体との協議で違約金の率を定めない場合は、同号を削除します。

(3) 遅延利息の率

本協定第10条第2項第2号の契約建設コンサルタントが違約金をJ Sが指定する期間内に支払わない場合の遅延利息の率については、委託団体の意向を確認して定めます。これを受けてJ Sが契約建設コンサルタントと締結する業務委託契約書には、当該技術的援助に係る協定で定めた遅延利息率を記載することとしています。

委託団体の要望により、具体的な遅延利息率を定めず「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた遅延利息の率」を定める場合、これを受けた業務委託契約書においては、同法令で定める遅延利息の具体的な率を記載することとしています。

○政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）（抄）

（支払遅延に対する遅延利息の額）

第8条 国が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を下るものであつてはならない。但し、その約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

10. 秘密保持（標準協定22条関係）

(1) 貸与情報の貸与

J S保持する秘密情報が含まれる場合については、貸与情報に該当するため、委託団体からの貸与依頼に基づき貸与期間を定め第三者への非開示を条件に支社長名の文書（公印省略）を付して貸与します。

7 標準協定文に関する達 技術的援助協定（AMDBの利用）

標準協定 9-3

●年度【地方公共団体の名称】公共下水道にかかる技術的援助（AMDBの利用）に関する協定

【地方公共団体の名称】（以下「委託者」という。）と日本下水道事業団（以下「受託者」という。）とは、【地方公共団体の名称】●●下水道にかかる技術的援助（アセットマネジメントデータベースシステム（以下「AMDB」という。）の利用）について、以下のとおりこの協定（以下「本協定」という。）を締結する。なお、委託者は本協定の締結により、「日本下水道事業団のAMDB利用規約」（以下「AMDB利用規約」という。）に同意したものとする。

（目的）

第1条 本協定は、委託者が【地方公共団体の名称】公共下水道の適切な維持管理を図るため、受託者からAMDBの利用に関する技術的援助を受けることにより、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（技術的援助の委託）

第2条 委託者は、受託者に対し、本技術的援助（AMDBの利用）に関する業務（以下「本技術的援助業務」という。）を委託し、受託者は、本協定その他関係法令及び受託者が定める日本下水道事業団会計規程その他の内部規則に従い、本技術的援助業務を履行するものとする。

2 受託者が行う本技術的援助業務の内容及び範囲は、別記のとおりとする。

（委託期間）

第3条 本技術的援助業務の委託期間は、●年●月●日から●年●月●日までとする。

（利用料金）

第4条 本技術的援助業務に係る費用（以下「利用料金」という。）は、金**、***、***円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額*、***、***円）とする。

（利用料金の支払）

第5条 委託者は、受託者から利用料金の請求に従い、支払うものとする。この場合において、委託者は当該請求の日から30日後の日までに受託者に支払うものとする。

（報告）

第6条 受託者は、本技術的援助業務の履行状況について、AMDB利用規約に基づき委託者へ報告するものとする。

（解除及び損害賠償請求等）

第7条 委託者又は受託者は、相手方が本協定又はAMDB利用規約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本協定の解除及び損害の賠償を請求することができる。

（端数計算）

第8条 金銭の計算において、1円未満の端数があるときは、その端数については、切り捨てるものとする。

（協定の変更）

第9条 本協定に規定する事項を変更する場合には、委託者と受託者との間で変更協定を締結するものとする。

（有効期間）

第10条 本協定は、第5条に基づく支払いが完了する日（但し、本協定が解除された場合には、当該解除の日）まで効力を有する。

2 前項の規定にかかわらず、本条及び次条の規定は、引き続き効力を有する。

（協議事項）

第11条 本協定及びAMDB利用規約に定めのない事項については、法令及び本協定の趣旨に従い、委託者と受託者とが誠実に協議して定める。本協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

委託者 【住所】
【地方公共団体の名称】
【役職】 【氏名】 (印)

受託者 【住所】
日本下水道事業団
理事長 【氏名】 (印)

（別記）
（記載例）

技術的援助業務の内容及び範囲

1 業務内容及び範囲

「AMDB利用規約」第4条第●号ロに規定する業務 一式

[注] 「AMDB利用規約」第4条のうち該当する業務範囲（第一号又は第二号）を選択し、該当する号数を●に記入し、該当しない号については本協定文から削除する。

7-2 委託協定補足説明事項書 AMD B利用技術的援助協定用

標準協定9-3 技術的援助（AMDB用）委託協定前補足説明事項書

この「技術的援助委託協定前補足説明事項書」には、協定締結に際して特にご確認いただきたい事項を記載しております。「標準協定9-3（AMDB利用協定）」とあわせて内容をご確認ください。

なお、本事項書に定めるもので日本下水道事業団法に基づいて行う行為については、日本下水道事業団（以下「JS」という。）が責任をもって対応しますが、他法令に基づいて行う行為については、委託団体において関係法令（補助金適正化法等）等に則り適切に対応願います。

1. 委託協定の基本的な考え方

(1) 委託協定に関する主な性格

JSと地方公共団体間で締結する委託協定は、委任契約に該当するものと考えます。

委任契約とは「事務の処理を委託する契約」であると解されており（コンメンタール民法）、技術的援助の施行等は「事務の処理」に当たり、委託団体からJSに委託された技術的援助等について善良なる管理者の注意（善管注意義務）をもって、誠実に履行する義務を負うものと解しています。

また委託協定は、JSの業務が下水道管理者としての地方公共団体の業務の代行・支援であることから、強い信頼関係を前提とした委任契約の性格・内容を基本とし公的団体間での基本的事項を取り決めており、委託団体とJSは対等な立場で締結することとしています。

(2) 技術的援助協定の協定締結方法

この技術的援助協定は、AMDBを利用するために年度毎に締結することになります。このため、同一年度に他の技術的援助とまとめて1本の協定とすることはできず、他の技術的援助協定がある場合は、別の技術的援助協定を締結する必要があります。

(3) 利用規約

利用規約については、JSのAMDBウェブサイトのログイン画面により周知しています。ただし、初めてAMDBを利用しようとする場合、JSとの協定締結前は確認することができないことから、別添の利用規約（参照）で確認していただくこととなります。なお、利用規約は、AMDBの利用期間中に変更することがあります。

2. 技術的援助の委託（標準協定2条関係）

(1) 受託者（JS）が行う業務内容

技術的援助について、JSは下水道法及びJS内部規定に基づいて、その委託の範囲内においてAMDBを提供することとしています。

3. 委託期間（標準協定3条関係）

AMDBの利用期間は、原則として毎年度4月1日から翌年3月31日までとなります。

4. 利用料金（標準協定4条関係）

(1) 利用料金の算定及び変更

AMDBの利用内容により利用料金を算定します。年度途中から利用を開始した場合であっても、当該年度の利用料金は年間利用料金となります。利用途中で内容の見直し・変更等がある場合は、協定変更の協議を行います。

(2) 利用料金を変更したときの予算措置等

委託内容の変更に伴い利用料金を増額させる場合には、委託団体において、それに見合う歳出予算の計上その他の予算措置が必要となります。ただし、内容変更に伴い減額させる場合の費用については、日割り計算による減額や返還はいたしません。

5. 利用料金の支払(標準協定5条関係)

(1) 利用料金の支払方法

利用料金の支払いについては、原則として年1回、協定期限の3月に行います。請求金額は請求日から30日以内に支払をしていただきます。

6. 報告(標準協定6条関係)

履行状況については、AMDB利用規約に基づき報告します。

7. 協定の変更(標準協定9条関係)

AMDBの利用内容を変更する場合は、変更協議を行います。ただし、利用規約に伴う変更については、協定の変更の対象外とさせていただきます。

8. 協定の委託者、受託者の役職・氏名 欄

委託者については、AMDB協定締結の管理責任者の役職・氏名となります。

(例えば、〇〇市〇〇浄化センター長等)

受託者(J S)については、理事長の職にある者となります。

※ 標準協定9-3 AMDB利用協定のための「日本下水道事業団のAMDB利用規約」につきましては、日本下水道事業団のホームページのAMDB利用規約をご参照願います。

